

平成 21 年第 10 回にかほ市議会定例会会議録（第 2 号）

1、本日の出席議員（ 23 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	15 番	榊 原 均
16 番	竹 内 賢	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市	19 番	佐々木 平 嗣
20 番	池 田 甚 一	21 番	本 藤 敏 夫
22 番	佐々木 正 己	23 番	山 田 明
24 番	竹 内 睦 夫		

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 佐藤 文 一 局長補佐 佐藤 正 之
庶務係長 佐々木 孝 人

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	渡 辺 徹	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	齋 藤 隆 一
健 康 福 祉 部 長	木 内 利 雄	産 業 部 長	伊 藤 賢 二
建 設 部 長	佐々木 秀 明	教 育 次 長	佐々木 義 明
ガ ス 水 道 局 長	阿 部 誠 一	消 防 長	中 津 博 行
会 計 管 理 者	大 場 久	総 務 部 総 務 課 長	森 鉄 也
企 画 情 報 課 長	齋 藤 均	財 政 課 長	佐 藤 家 一
市 民 課 長	竹 内 規 悦	健 康 推 進 課 長	鈴 木 令
商 工 課 長	森 孝 良	建 設 課 長	佐々木 正 憲
都 市 整 備 課 長	佐 藤 正	学 校 教 育 課 長	佐 藤 清 和
ガ ス 水 道 局 管 理 課 長	佐 藤 勉		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第2号

平成21年12月14日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号と同じ

午前10時00分 開議

●議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は、23人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。順次発言を許します。

初めに、2番佐々木正勝議員の一般質問を許します。2番佐々木正勝議員。

【2番（佐々木正勝君）登壇】

●2番（佐々木正勝君） おはようございます。

きょう14日ですけれども、私が一般質問を提出しましたのが先月の13日ですので1ヵ月ちょっと過ぎております。よって、当初出した数値が大分変わっておりますけれども、その当時の数値をもって質問したいと思いますので御理解を願いたい、かように思います。

初めに、行財政運営について伺わせていただきます。

にかほ市地域福祉計画に次世代育成支援行動計画が取り組みされております。策定の趣旨は、子育て支援の現状と課題、それを解決する方策に対して、市民とともに子育てしやすい地域社会を実現していくことを目的にしております。計画の位置づけについては、平成21年度からの5ヵ年を前期として、平成22年度——次年度から5ヵ年を後期計画と定め、次世代育成支援に取り組むことにしております。

政策の内容のA-1に子育て支援サービスがあります。子育ての経済的負担の軽減を図るため、すこやか子育て支援事業に基づく助成するもの、就学前の乳幼児に対して医療費の助成を行い医療費を無料化するもの、奨学資金の貸し付けを行い経済的負担の軽減を図るものがあります。

しかし、先日のにかほ市長選におかれまして横山市長からの選挙公報等では、4年間の今までの実績に基づく確かな行財政運営により実現できる約束として、平成22年度から小学校卒業までの医療費の無料化、小・中学生の入院療養費、食費の助成等が明記されておりますが、この施策の見直しの真意について伺うものであります。これらについては、先日の施政報告でも述べられており

ます。また、県が平成 22 年度から実施される少子化対策に伴う市町村への交付金事業が 11 月の上旬に新聞、またテレビ報道をされました。まだその当時県議会が開会されてないので、ここに県議会が開催されないままの質問ですので、もしこの関連性があるとするれば、この交付金事業の内容をわかっている次第、説明していただきたいと、かように思っております。

次に、高齢者福祉対策についてであります。

これらについても先立っての市長の施政報告で報告ありましたが、買い物等が大変な地域の高齢者世帯に交通費を助成すると明記しておりますが、地域を選択する時点で課題はないか、いわゆる問題が生じないかということですので、御理解をしていただきたい。

次に、予算編成であります。政権が変わり国の次年度に対する予算編成の方針が明確されないまま、平成 22 年度からの暫定税率の廃止が確実にになりました。しかしながら、確実にになりましたけれども 11 月の 23 日に報道がありました内容におかれましては、国税から地方に譲与する点なども挙げられております。しかしながら、本当にこれが今の段階で暫定税率が廃止なのか、それともクエスチョンなのかわかりませんが、その時点での暫定税率廃止について当にかほ市の予算編成に対する影響はどうかということですので、御理解を願いたい。

次に、新型インフルエンザについてであります。これは、あくまでも一般質問当時の 11 月 5 日発表時点での数値ですので、御理解願いたい。

県健康推進課によると、県内のインフルエンザ報告数は、秋田市保健所管内が 1 医療機関当たり 112.36 人に対して、全県平均が 53.55 人で、全国で愛知県に次ぐ 2 番目に多い報告となっております。また、由利本荘市が 55.67 人で警報基準（30 人）を超え猛威を振るっておる状況です。厚生労働省は、11 月発表で休校・学年閉鎖・学級閉鎖措置を取った教育関連施設 1 万 7,822 校、入院患者 1,016 人、死者 50 人となっておりますけれども、現在は死者 100 人を超えているような状況であります。

このような状況の中で、市民の健康対策が最重要であります。市の業務を行っている市職員の欠勤率、それに対する必要な措置が明記されないかということでもあります。

市の職員の欠勤率については、先月の 18 日、議員の協議会の中でその前の日の 11 月 17 日現在の小・中、もしくは職員の欠勤状況が詳しく説明されておりますけれども、もしそれから変わった点があれば報告していただきたいと思っております。

それから、この新型インフルエンザの感染者は、感染症法第 8 条により就業が禁止されております。現在、市職員及び家族の感染の状況の実態はどうか伺うものであります。簡単で結構です。

また、アメリカアイオワ州で飼い猫から新型インフルエンザが検出され、国内の大阪府内の養豚場からも豚から同じウイルスが検出されております。今後、人間以外のペットにも感染の恐れがあり、ペット等の管理にも十分周知が必要と考えられますので、その辺のところはどうか伺います。

次に、まちづくり交付金事業について伺います。これらについても先立っての市長の報告である報告がありましたけれども、改めて質問させていただきます。

国の行政刷新会議で国土交通省のまちづくり交付金事業が、事業仕分け作業で地方移管に判定されたと報道されております。詳しい地方移管内容は把握しておりませんが、当事業は全国 871 市町村、1,703 地域が事業を活用しており、本市としても事業活用しており、現在も実施しているまちづくり交付金事業及び次年度以降の事業計画に対する影響と対応についても伺うものであります。

次に、最後になりますけれども、観音湯のアオコ対策について伺います。これらについては、確か 9 月ころですか、総務部長に地域の住民から不安要素がありましたので今後の調査内容をということで、総務部長から資料に基づいて地域住民に配付しておりますけれども、その配付の内容におかれましても、地域住民からなかなか納得得られない状況の中であえてここで一般質問させていただきます。

金浦地区の桜の名勝観音湯に発生しているアオコに伴い、周辺の景観及び水質等が心配されておりますが、現在までの調査の進捗状況と今後の対策について伺うものであります。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。きょうからの一般質問、よろしく願いをいたします。

それでは、佐々木正勝議員の御質問にお答えをしたいと思います。

初めに、行財政運営についてでございます。

初めに、本市における保育園児や幼稚園児、児童生徒の総数の現状でございますが、平成 18 年現在 5,038 人であったものが、3 年後の平成 21 年 4 月 1 日現在では 4,692 人で、平成 18 年と比べますと 346 人の減、率にして 93.1%、6.9%が減っておりまして、統計的に見ましても少子化の傾向が急速に進んでいる状況でございます。

申すまでもなく、子供はにかほ市の未来を担う大切な宝であります。1 人でも多くの子供が生まれ、そしてすべての子供が心身ともに健やかに成長できる環境を整備することが重要な課題であると、そのように考えております。こうした環境整備は行政だけでは対応することはできませんが、ある調査では、夫婦間で子供を産み育てるための課題として約 70%の方が経済的な負担を挙げております。現在、世界的同時不況で大変厳しい社会経済情勢の中で、先ほど申し上げましたように子供を産み育てるためには、市としてできる範囲内で経済的な負担を軽減することが大切であると考えているところであります。

そこで、保育料の保護者負担の軽減などを継続しながら、乳幼児の医療費の無料化に加えまして小学校卒業まで医療費の無料化に取り組んでまいりたいと考えております。

また、入院した場合の医療費の無料化や食費の 2 分の 1 助成については、これまで乳幼児、小学校に入るまでの子供さん方に適用してまいりましたが、これを中学校卒業まで対象にしたいということで今定例会に平成 22 年度の実施に向けて準備のための予算をお願いしているところであります。

また、入学一時金を貸与するために奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例案も提案しているところでございますが、これまでの取り組みを継続しながら新たな取り組みによって 1 人でも多

くの子供さんが生まれることを期待して実施したいと考えております。

次に、高齢者福祉対策についてでございます。

私の市長選挙公約に 6 分野 29 項目にわたる施策を市民の皆様方に約束しておりますが、高齢者福祉として買い物や通院が大変な地域の高齢者世帯に対し、交通費を助成することもその一つでございます。目的としては、公共交通機関などの利用が不便な地域に住む一人暮らしの高齢者や高齢者世帯に対し、交通費を助成することで日常生活の便宜を図り、高齢者福祉の向上を図りたいというものでございます。

お尋ねの課題でございますけれども、例えば、象潟地区では観音森や向山など公共交通機関が運行していない地域や、あるいは他の集落まで行かなければ公共交通機関を利用できない地域もあります。また、公共交通機関を利用できても遠隔地のために料金負担が大きい地域もございますので、地域の状況を把握しながら市民に不公平感を与えないように制度設計に今努めているところでございます。

次に、平成 22 年度の予算編成についてでございます。

来年 4 月からガソリンなどの暫定税率が廃止されると、国、地方あわせておおよそ 2 兆 5,000 億円の税収が減少する見通しとなっております。そのうち、これまでには地方に約 8,000 億円の配分がございました。仮にこの暫定税率が廃止された場合には、にかほ市では大体、平成 22 年度の影響額を試算してみますと約 1 億 3,200 万円ほどの減収になる見込みであります。その内訳は、地方揮発油譲与税が 900 万円、自動車重量譲与税が 1 億 500 万円、そして自動車取得税交付金が 1,800 万円ほど減額する見込みとなっております。こうした減額に対して国から新たな財源手当がない場合は、財政調整基金等の取り崩しによる方法も考えられますが、後年度の財政調整を考慮した場合には、これには限度があると考えております。先ほども申し上げましたが、今後、国の新たな地方財政対策に期待を寄せているところでございますが、いずれにしましても国の動向を踏まえながら、計画されている事業の実施のあり方も見直しもしていかなければならない、そのように考えているところであります。

次に、まちづくり交付金事業についてでございます。

次年度以降の事業計画に対する影響と対応についての御質問でございます。

先ほどお話がありましたように、11 月 12 日に開催されました政府の行政刷新会議では、2010 年度予算概算要求のむだを洗い出す事業仕分けで、まちづくり交付金事業については地方自治体や民間の判断にゆだねるべきとして地方に財源と権限を移管すべきとの判断が示されたことは御承知のとおりであります。地方に財源と権限をどのようにして移管するのか、あるいは来年度予算にどのように反映させるのかは、いまだに不透明な状況でございます。そのようなことでまちづくり交付金事業については、施政報告でも申し上げましたように国の動向を注視しながら、文化施設を除く他の事業については引き続き計画どおりに進めてまいりたいと思っております。

ただ、先ほども申し上げましたが、来年度以降どういうふうな形で予算配分、反映されるのかは今のところわかりませんが、いろいろと与党であります民主党の国会議員の方々意見交換をする機会が何度かありましたが、政府与党は平成 22 年度中には補助金も含めて、地方に補助金

を配付して一括交付するという形で平成 22 年度中には制度設計したいと、平成 23 年度からはそういう形に持っていきたいというふうなお話もありますので、これからいろいろな事業を進める上では国の動向をよく見きわめていかなければならないと考えております。

他の質問については担当の部課長等がお答えをいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 私のほうから、県の少子化対策に伴う市町村への交付金事業についてお答えします。

平成 22 年度からの県単独事業の新規事業として準備検討されているものでございます。概略といたしましては、市町村が地域の実態に沿って若者の地域定着や結婚や出産のしやすい環境づくり、子育て支援などの少子化対策にその裁量を発揮して取り組む事業の財源に充てる、いわゆる少子化対策の包括的な交付金制度を創設することが目的となっております。この事業を行う市町村は事業計画書を知事に提出し、交付申請を行うという流れになると考えております。事業としては、雇用の場づくりなどの若者定住、Uターン定住の促進、結婚サポーターの活動推進や出会いの場の環境づくり、結婚支援、若者の交流の場づくり、地域活性化のためのイベントの開催、安心して出産や育児ができるサポートや出産支援、子育て、教育等々の支援、男女共同参画社会づくりの啓発推進などが検討されているところでございます。

ただし、この事業の交付金の使途としてふさわしくないものとして、保育料、授業料、通学費、奨学金、医療費などの経済的支援は、この事業の実施に向けて該当しないということになっております。このため、市においては関係各課と連携し、協議することとしているところでございます。

次に、新型インフルエンザ対策についてお答えします。

現在まで市職員自身が新型インフルエンザに発症した職員は 2 名でございます。また、同居する家族が発症した職員は 37 名おります。市では職員対して、本人及び同居する家族が発症した場合、感染拡大防止を図るため、本人が感染した場合は 7 日間程度の病気休暇を取らせることとし、同居家族が発症した場合は 3 日間の職務免除として出勤を自制させております。このような場合の取り扱いについては、文書で全職員に周知しているところでございます。欠勤率につきましては、一番欠勤者が多かった 11 月の 24 日に 7 名の職員が休んでおり、欠勤率としては 1.96%となっております。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

●市民部長（齋藤隆一君） 新型インフルエンザに対するペット等の管理対策についての御質問にお答えをいたします。

御質問のとおりアメリカで新型インフルエンザを発症した飼い主から猫に感染した事例が報告されているようであります。新型インフルエンザウイルスの感染力は非常に強いと言われておりますし、最も注意しなければならないのは人から動物、動物から人、人から人へと感染を繰り返すうちにウイルス自体が変異し、耐性が強くなっていくことだと言われております。

ペット等への感染に対しても注意を払うことは非常に重要なことだとは思っておりますが、人間のようにワクチンや手洗い、うがいやマスクといった予防策がないのが実際のところでございます。

す。市としましても現在のところ人への感染予防対策で精いっぱい状況でございまして、ペットまでは意識が回らない現状にございます。まずは飼い主自身の予防対策をしっかりとさせていただくことによりましてペットへの感染も防いでいただきたいと考えております。もし国や県、保健所などからペットに関する予防対策の情報が入った場合には、速やかに広報等で周知をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

●建設部長（佐々木秀明君） それでは私のほうから、観音瀉のアオコ対策についてお答えいたします。

観音瀉のアオコ対策については、これまでの調査進捗の状況と対策という質問の内容ですけれども、平成18年度と19年度において水質等の調査を実施しております。それで昨年、平成20年度には観音瀉と竹島瀉の個体の状況の調査及び深淺測量ということでの現況の調査を行っております。その結果をもとに、ことしの2月、県立大学との連携協力協定を締結したということで、アオコ対策に詳しい専門の先生と2回ほど協議を行っております。先生の話では、アオコが発生する原因として、水の中のリンがふえ、富栄養化となり、それを栄養源としてアオコが発生するそうです。また、リンがふえる原因の一つとして、観音瀉にあったハスが草魚による食害でなくなり、ハスが吸収していたリンが余り、それを今度アオコが吸収し発生するものだそうです。また、もう一つの原因は、上流の水田から流れ入る水です——水で栄養分がこれも多く含まれております。観音瀉に栄養豊富な水が流れてくる前にリンを除去できれば、リンも正常値に戻り、アオコの発生を抑えられるようです。つまり水質を改善するためには、基本的には元の環境、生態系に戻すことが最も望ましいということで、元の環境とは草魚を放流する前の環境ということで、草魚を逆に排除することが一番の解決策で、草魚がいなくなればアオコも発生しないというものでございます。

草魚を排除する方法としては、網や釣りなどによって捕獲するか、観音瀉の水をなくすというんですかね——くみ上げ、捕獲することが考えられます。網や釣りなどについては旧金浦町時代でも試みたようでございますが、何せ相手は生き物ということで全面的に排除することは難しいようでございます。一方、瀉の水をくみ上げて捕獲する場合なんですけれども、当然水がなくなるといことで他の生物、あるいは植物に大きな影響を与え、生態系そのものが破壊される可能性があるため、あまりよい方法とは言えないと聞いております。

そこで今考えているのは、草魚と植物等が共存し合い生きていけないか検討しております。例えば、草魚が入れないように金網等で住み分けの柵をつくり、その中に水生植物を植えて育てるとか、対策はさまざまあると聞いております。

水質浄化専門の先生の話では、リンが入った栄養豊富な水を改善するには、ろ過剤などで一度ろ過し、その後に水生植物を何種類かを植え、その経路を段階的に通して栄養分を落としていくという自然浄化法の手法もあるようでございます。また、アオコ対策には流入する水の量をふやすことも効果があるようで、現在、観音瀉への流入は赤石川から取り入れておりますが、その水量をふやせないかどうかとも検討したいと考えております。

いずれにしても、県立大学の先生方の意見を参考にするとともに効果や即効性、経済性につ

いて専門のコンサルを入れて検討——ただいま発注しておりますけれども、来年の3月までには具体的な対策方法を示したいと考えております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 2番佐々木正勝議員。

●2番（佐々木正勝君） どっちから持っていけばいいかわからないけれども、最後、アオコからちょっと質問させていただきます。

今、部長言ったとおり、この水の出先が赤石川です。それで、それなりに私も調べただけけれども、赤石川から観音瀉まで全長約4キロメートル近くあります。それで、合併前に全水路ではございませぬけれども半分弱、新しいU字溝が設置されております。残りの3分の1弱が水漏れ、U字溝から下に漏れる状況で、部分的に新しいものですから、しかし赤石川から水を入れても観音瀉まで来るまではちょろちょろしか水が入ってこない状況。常に5月に入れば赤石川から水が入ります。当然、9月になれば水がとまります。いわゆる稲がいなくなりますと。そうしますと、年間を通して水が常時入りません。このアオコ対策にはレベルがあるそうです——レベル、ランク。レベルのアオコレベルゼロというのが摩周湖——摩周湖がゼロだそうです。これが1997年、約12年前に官公庁が調べたアオコ調査で、レベルゼロが摩周湖のような水だそうでして、一番悪いのがアオコレベル6でにおいがしてくると。それで今、きょねん、おととしの当金浦地区の観音瀉の地域住民から見ますと、冬は当然においはしないそうです。ただ夏場、ひどいとき若干においするそうなんです。それで、当初、地域住民が連名で陳情書を市のほうへ提出したいということで相談に來まして、そこまでしなくてもいいんじゃないかということで当初言ったように総務部長から資料に基づいて地域のほうに理解を求めたんですけれども、なかなか地域の方からわかりづらい。じゃあそれなら、もう少し一般質問で追及してくれませんかということ踏まえて今お話ししているんで、大変私もやりにくいんですけども、若干においがすると。約4キロメートルぐらいあると。それで合併前にこの話が1回あったんですよ。その下流のほうに田んぼ、稲作——稲を植えている人がそんなにおいませぬけれども、水質を調べたところ、その観音瀉のアオコの水質は稲作には影響ないというデータはいただいているんですよ。ただ近年、ここ二、三年ひどくなったものですから、またこのような問題が出ましたので、もし赤石川から観音瀉まで地域住民約87名ぐらいですか——88人前後おるそうなんです——関係者が。ですので、もし3月までに解決うんぬんという部長の答弁があるとなれば、金浦地域住民の関係者の理解も得らなければならないし、そのようなもろもろでやっていかなければならないので、その旨のことは関係者のほうにも今こういう形で進めておりますので理解をしてくださいとお示ししておりますので、もし近々そうになりましたらきょうの報告を改めてお願いしたいと思っております。

それとですよ、今、市長の答弁で、乳幼児から小学校の無料化、これについても行政に対してどのような支援を要望しますという、市が出したアンケート調査で市民からいただいた行政サービスの要望の中で3点ばかり申し上げますと、一つは、子供と気安く楽しめる場所をふやしてくださいという人の文言があります。それと、安心して子供が医療機関にかかれる体制。いわゆる、今、市長が言った答弁と同じです。それから幼稚園の費用を軽減してください。これらも含めております。

ただ私懸念していますが、乳幼児と小学校の卒業までですと多くの幼児、小学生がいると思うんですよ。今、市長がお話ししたとおり、もし無料化しますと、多分1月中には市長の予算の査定でどのぐらいの規模の予算を見ているのか。ただ、無料にします、無料化しますといっても、我々議会としましてもどのぐらいの予算を見て計上するのか、そこら辺も若干お答え願いたい。

それと当然、入院も考えられますけれども、無料ですので、じゃあ手術、通院もそれに入るのかなど。無料ですので、一般の人は当然手術も無料、通院も無料と考えるわけなんですな。ですので、そこら辺のところもこの場ではっきりしたほうが先行きいいんじゃないかなろうかと思っております。

それから食費の助成については、小学校まで2分の1が明言されました。県の交付金事業につきましては、当市とは別個の状態です。—— いわゆるこれに少子化対策に——、市と別個な形でこれは除外されると、それも理解しました。

それから新型インフルエンザですけれども、これ後でお願いします。まとめていきます。新型インフルエンザですけれども、今の状況では2名ですか。——今の状況では2名と職員が37人ですか。これが11月の17日現在におかれましては、そのときは職員が1名と家族が何人で、確かにこのぐらいの人数であれば1.96%。ただ、このぐらいになれば——このぐらいの欠勤率では欠勤に対しての措置は講じなくてもいいと思うんですよ。ただ——ただですよ、ふえた場合——ふえた場合はどうするかということなんです。若干、我々も質問する以上、いろいろと調べてみますと、いろいろあるらしいですよ。例えば当然、全体総括はうちの場合は市長になっていますよな。この資料では総務の一部と、それから健康推進課がうちの場合はなっていますよな。いろんな対策があるわけなんですけれども一部だけお知らせしますと、もし欠勤がひどくなった場合、地域住民がひどくなった場合、関係団体との支援要請、それから感染予防拡大防止策の検討指示、感染者の対応指示、職員等への感染状況の確認と集約、保健所医療機関との対応窓口、発生感染の情報の集約、それから市民への情報発信の問い合わせ、官公庁マスクの準備事務費の対応、主要施設の維持管理、外部委託業務の継続確認、それから通信連絡手段の確保、それから業務衛生対策、それからもろもろ、決裁に関しての機能どうのうんぬんとあります。

それで、ここに欠勤率に対しての措置例があります。これは私はこう思うんですけれども、うちのほう、市の場合、感染者がなければいいわけなんですけれども、もしですよ、ふえた場合の措置例は取るべきではなかったかなと思っております。なった場合は、その感染者に文面でやっていますと今報告ありましたけれども、例えば、これらの事例ですとゼロ%から10%、10%から25%、25%から30%、30%から35%、区分けして欠勤率に対してその部・課ではどのような対応をするかという措置例があるんですよ。——措置例。例えば、建設課で何かで4人欠員したと。その課でいけば、これは当然15%、20%に当たった場合、その欠勤になった場合の穴埋めをどうするか。いわゆる残業でもっていか、時間外でもっていか、それともきょうどうしてもここやらなきゃ、仕事あれば他から借りてその作業をしていくとか、それが措置なんです。そういう事例があるんですよ。ですから、うちのほうも——市のほうもそういう事例があるのかなと思っ、じゃあ措置は取っていますかというのが私の質問です。

それから ―― 市長の答弁で、私、課題、高齢者の福祉関係の買い物の関係で課題 ―― いわゆる問題点は生じませんかという質問の中で、例えば例としていけば象潟向山、観音森とありました。なかなか私から見れば、そういう集落とかそういう町名をすると若干失礼にあたる気もするんですよ。じゃあうちの集落はそんなに過疎なのかどうか、それはそれでそう明言されてますので、例えば今言われる象潟でいけば向山、観音森でそういう一人暮らしとか高齢者世帯が何人ぐらいいるのか。じゃあ金浦にはいないのか、仁賀保地区にいないのか、そこら辺を改めてお願いしたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 最初に、子供の医療費の関係でございますけれども、その時々によって医療費の額は変わるとは思います。例えば今申し上げましたように小学校卒業まで窓口負担をゼロにする、あるいは入院した場合の入院費の要するに窓口負担分をゼロにする、食費の2分の1を助成しますということについては、これまでのデータをいろいろ検討した結果、おおよそ2,700万円から3,000万円ぐらいの金額ではないのかなというふうにして試算をしております。

それから高齢者に対する交通費の助成でございまして、例えば、この後いろいろな議員の方から公共交通の質問もございまして。新たに公共交通を構築する場合には、現在、公共交通が走っていないような集落も含めながら新たにつくろうと ―― そういう公共交通をつくろうということでは今検討しているところではございますけれども、やはり別に公共交通がないから過疎化ということではなくて、やはり公共交通を利用できない地域もあるわけです。仮に利用できても遠い場所にある関係からお医者さんにかかる、あるいは買い物をするには1回往復1,000円以上負担している地域もあるわけです。ですから、ある程度そういう ―― 平等性という言葉が適切かどうかわかりませんが ―― ある程度そういう高齢者世帯、あるいは一人暮らしの高齢者の方々に対しては、ある程度のならしといいますかね、ある程度の交通費の助成としてあってもいいのではないかなと私はそういうふうにして考えております。ですから、町部に住む方と地方に ―― 遠い所に住むことの差があるわけですから、そうしたところを少しでも埋めたいという考え方でありませぬ。

それからアオコ対策についてでございますけれども、私の記憶するところでは、適切かどうかわかりませんが、私は子供のころはあそこは ―― コヤサンというんですか、あそこにはほとんどあそこのほうから水が流れた記憶がございます。この前も私見に行った段階では、あそこは本当に夏場でもちよろちよろぐらいの水しか流れておりませぬ。ですから、そういうことがアオコの原因の一つでもないかなというふうに思います。先ほど建設部長がお答えしたような対策も含めながらですね、いかに多くの ―― 大量の多くの ―― 今よりも多くの水をあの観音潟に入れるかということも一つの方法ではないかなと、そのように考えているところでございます。

他の再質問については担当の部課長がお答えをいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 御指摘の新型インフルエンザ発生時における業務体制の件にお答えしたいと思います。

今回の新型インフルエンザにおいては、幸いにも先ほどお答えしましたとおり感染者が2名と、家族の感染者——濃厚接触者と言われておりますけれども37名と、我々が当初予想したよりは大幅に少ないと。そして、感染者は小中学生が主で成人については少ないという傾向にあった関係から、当面は継続すべき優先業務については各部局において適時判断して対応を取るようというところで指示周知しているところでございます。ただし、鳥インフルエンザなど毒性が強く、また感染力も強く、職員が感染する——拡大感染が想定される場合も考えられますので、秋田県で示しておるインフルエンザの対策行動計画の案の中にも今お話しされていたような業務体制についても業務継続計画というふうなものを各業種ごとに策定すべきというふうなことも示されておりますので、今後の検討課題とし、あるいは今後の対応として考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 2番佐々木正勝議員。

●2番（佐々木正勝君） 最後に一つだけ、インフルエンザに関して教育長に何とかお願ひしたいと思います。

今この答弁で、私、質問の中で学級閉鎖から学年閉鎖うんぬん、にかほ市内の小中学校、大変な閉鎖になっております。うちの孫も2人おりますけれども、結構休みました。それで、これから冬休みから年明け、これからの猛威がどのようにしてインフルエンザがかかってくるかわかりませんが、今のにかほ市の小中学校の閉鎖の状況、学校、授業のボリュームから考えて冬休みが短くなるのか長くなるのか、また、年明けにどのような——そのときは臨機応変に教育長の判断で計画させるのか、そこら辺を最後お聞きして質問にかえたいと思っております。

●議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

午前10時48分 再開

●議長（竹内睦夫君） 再開します。

それでは、お答えできる範囲で、教育長。答弁、教育長。

●教育長（渡辺徹君） 新型インフルエンザのまず状況なわけなんです、12月4日時点におきましては、感染者数は小学校児童1,491人中523名、中学校生徒837名中245名でございます。学級閉鎖の回数は延べ25回、学年閉鎖15回、休校3回となっております。

いずれ、このために授業時数の確保とかそういう問題が出てくると思いますが、今そういうふうな状況で授業時数の確保のために動いている3つほどそのやり方がございます。一つは、冬季休業を減じて授業日にする——冬休みを授業に振りかえるということ、一つは、二つ目は、週当たりの授業時数をふやすということです。1週間何時間あるのを、それをさらにふやすということです。三つ目は、週当たりの授業時数をふやして、さらに冬季休業中を減じて授業日にする。この3つの対応で各学校で現在動いております。

今後の状況なんです、まだまだこれからインフルエンザがふえていく可能性がございます。それについては、各学校の実態が違いますので、各校が実態に応じて判断して、そして対応していく、そういうことになろうと思います。以上でございます。

【2番（佐々木正勝君）「終わります」と呼ぶ】

- 議長（竹内睦夫君） これで2番佐々木正勝議員の一般質問を終わります。
所用のため11時まで休憩します。

午前10時50分 休 憩

午前11時00分 再 開

- 議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。
次に、7番佐々木正明議員の一般質問を許します。7番佐々木正明議員。

【7番（佐々木正明君）登壇】

- 7番（佐々木正明君） おはようございます。

市長におかれましては、さきの市長選の当選、改めておめでとうございます。今回の市長選では、お二方のマニフェストが大きな話題となり、有権者である市民の関心事となりました。さきの20日に前の三重県知事の北川氏の講演を聞いたときに「お願いから約束へ、約束が実行へと、マニフェストで選ぶ時代が変わってきている」とのお話も伺いました。現職の市長として実現できる約束をなされたわけです。マニフェストについて説明責任もあると思います。予算面も含めてどのように取り組んでいかれる考えなのか、数点について伺いいたします。

その前に、②の「分庁方式」の「分」の字が「文章」の「文」になっておりますので、訂正お願いいたします。

市長として最優先課題として雇用拡大につながる産業振興が大事と言われておりますが、世界的な同時不況の影響で雇用状況が回復しない、仕事のない方があふれている中で、産業振興、雇用対策をどう考えていかれるのか伺います。

次に、魁新聞のインタビューにも答えておられましたが、行財政改革の中での分庁方式は、職員の削減が進み、市長部局が全体を収容できる場所があればと当初から考えておられたようですが、平成18年12月の定例会での私の一般質問の答弁では「まだ、その時期ではない」と言われておりましたが、緊急時の情報収集や効率性などを考えても、できるだけ早く分庁方式は見直すべきと思うが、市長はどのように考えているのか伺います。

企業管理者制度について、一般市民は企業管理者とは何か、なぜ必要で何の仕事をするのかわからず、相手側のマニフェストに過敏なほど大きく反応し、税金のむだ遣いまでも言われてしまいました。私たちがガス事業などの公営企業の民営化を進めるなど、また、管理者でなければできない決算などに必要だから制度があるのだと説明しても納得してくれる方はあまりありませんでした。

地方公営企業法7条の2の中に「管理者は、常勤の職員とし、助役との兼務はもとより、一般職との兼務もできない」とあります。市民の関心事には説明責任もあると思いますので、この制度を市長はどのように活用されていかれる考えなのかお伺いします。

文化会館の必要性と考え方については、民主党の政権下になって道路特定財源の一般財源化は決着がついたことで、財源がないのだから身の丈に合った財政運営をするために結論を出して市民の理解を得るべきと思うが、どう考えておられるのかお伺いします。

⑤番については、通告書を提出後に臨時議会が開かれ、改選後の市長や特別職、議員の給料や報酬などの値下げ案が提案され、総額で年間662万5,000円も引き下げで決まりましたので割愛いたしまして、6番目の生活バス路線の再構築についてお伺いします。

検討委員会や公共交通会議などで検討されておられるようですが、馬場院内線のような代替運行もありました。再構築とありますので、利用客の少ない赤字全路線だけが対象なのか、今後のことも視野に入れて検討されておられるのかお伺いいたします。

大きな2番目として、「総合発展計画は、基本構想でまちづくりの理念と方針の10年計画を示し、基本計画で前期と後期の5年間ずつの中期的に、そして実施計画3年の期間で毎年、社会情勢や経済情勢を勘案しながらローリング方式により策定します」とありますが、前期の基本計画期間の平成23年までやり残したことで今後実施しなければならないこと、また、見直しや後期の基本計画の中で考えておられることがあるのかお伺いいたします。

大きな3番目として、特別養護老人ホームの計画と今後の見直し、行政とのかかわりについて、計画書を出されてにかほ市で意見書を書かれ、秋田県の審査も通ったように聞いておりますが、資金面で大変御難儀されているようですので、雇用の拡大にも確実につながるわけですので、金利の安い有利なふるさと資金など活用を認め、市でも何らかの支援をしてよいのではないかと思います。市長の考え方をお伺いします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、佐々木正明議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、市長選のマニフェストに対する御質問でございます。

雇用の安定と拡大に向けた企業支援についてでございますが、申すまでもなく雇用の維持拡大は、業種を問わず経営の安定があつてなし得るものであります。したがって市としては、できるだけ——できる範囲内で経営の安定につながる支援策を講じてまいりたいと考えております。

そこで、最初は資金融資に関する施策でございます。企業の安定及び産業の振興を資することを目的に融資限度額——これは、ことし条例を改正をして1,000万円から1,500万円にしましたけれども——1,500万円、償還期間は1年以内の据え置きを含む10年として、融資に係る保証料、これは100%、市が助成をしております。それから加えて、1%の利子補給も行っているところでございます。また、県の経営安定資金、この融資に際しましても保証料——これは2分の1以内で上限が140万円までというふうな形でありますけれども、こうした事業はさらに継続をしてまいりたいと思っております。ちなみに平成20年度においては、こうした保証料の補給、あるい

は利子補給、こうした形で約 5,000 万円ほど企業支援を行っているところであります。

次は、企業経営等を側面から支援する対策についてでございます。

市内製造業の活性化や起業家サポートのための今現在、企業アドバイザーを配置しておりますけれども、こうしたこともさらに配置してまいりたい。それから、企業の対外的な信頼性、あるいは企業間競争力を強化するために ISO 取得のアドバイザーを 2 名、今配置しておりますが —— 配置していると同時に認証に係る経費の 2 分の 1 —— これは上限額を 70 万円に定めておりますけれども、こうしたことも含めて継続してまいりたいと思っております。そのほかといたしましては開業及び開店企業資金貸付事業もございますが、これについても継続して実施してまいりたいと思っております。

次に、契約及び派遣社員離職者の雇用を確保を積極的に支援することでございますけれども、最初は国の制度を活用した施策でございます。現在実施しております国の交付金を活用した、原則 1 年以上の雇用期間で継続的な雇用機会を創出するふるさと雇用再生臨時対策基金事業でございます。平成 21 年度は、これまで 14 事業で新規雇用 52 名、事業費約 1 億 900 万円で実施をしております。

また、原則 6 ヶ月未満の雇用期間で次の雇用までの短期期間の雇用機会を創出する緊急雇用創出臨時対策基金事業でございますけれども、これについては平成 21 年度では 26 事業、新規雇用が 159 名、事業費約 1 億 800 万円で、11 月末現在では延べで 211 名の方を雇用しております。ですから前段で申し上げました方とプラスしますと、大体 260 から 70 ぐらいの方の雇用を市が行っているということでございます。

来年度も引き続きこうした事業を活用しながら、関係機関と連携をして雇用の確保に努めてまいりたいと思っております。

それから市の単独施策でございますけれども、今年度からの 2 年間の条件つきではございますが、市内在住の新卒者や離職者の早期雇用を促進するために緊急雇用促進助成金を創設しております。市内在住者で正規社員として新卒者や非正規労働者等で労働者が離職した方を雇用した場合には、雇用した事業所に対して 1 人当たり 20 万円を交付するものでございます。現在まで 17 企業で 36 名、新卒者 19 名、離職者 17 名が対象となっております。市内で今働いていただいておりますが、なお、新たに 30 人ほど雇用している企業からも今申請がある見込みであります。今後の景気の動向によっては、2 年間という形のものもさらに延長してまいりたいと考えております。

また、今年度は求職者向けのパソコン講習会を 2 回開催しております。合計で 30 名の方が離職されておりますけれども、実務的なパソコン操作に加えまして再就職のための履歴書の書き方、あるいは面接等の対策も盛り込んだ市独自のカリキュラムで講習会を開催しておりますけれども、これについても来年度以降引き続き継続してまいりたいなど、そのように考えております。

次に、「共同受注システムによる企業体を設立し、中小企業を支援します」についてでございます。

施政報告でも申し上げましたが、国の交付金を活用した共同受注システム構築事業を 9 月 25 日に、にかほ市商工会に事業委託し、11 月 13 日に開所式が行われました。そして新規雇用者 11 名

を含む 12 名の職員でスタートをしたところでございます。今後は会員企業の勧誘や販路拡大に向けたさまざまな事業を展開してまいりますけれども、平成 24 年度以降は独立した組織づくり、これを目指したいと思っております。独立した組織づくりとは、先ほど申し上げましたように国の交付金事業を活用して平成 23 年度まで継続しますが、それ以降は各企業が出資する新たな組織としてスタートをしたいものだと、そのように考えているところであります。

それから、産学共同による中小企業の技術アップと製品開発についてでございます。

将来的に市内中小企業の特徴ある工業技術水準の維持向上や独自の製品開発等、魅力にとんだ工業基盤を築いていくことが最も重要な課題だと考えております。そのためには、秋田大学、県立大学、秋田高専、財団法人あきた企業活性化センター及び由利産学共同センター等との連携の強化を図り、企業の課題解決、あるいは目標達成のための手段として積極的に取り組んでまいりたいと考えております。具体的には、御承知のように人材育成の面での連携として、中小企業の中核となる即戦力となる人材育成——即戦力となる人材育成と技術力向上が大切であると考えまして、昨年度に続きまして秋田県立技術専門高等学校や独立行政法人雇用能力開発機構秋田センターの協力のもとに工業基礎教育を実施しております。また、今年度からは新たに 2 級、3 級程度の技能を目指す中堅者教育も実施しております。来年度以降もさらなる技術向上を図るために、新たな教科の実施も含めて継続してまいりたいと思っております。

また、製造業を主として営む市内企業で構成する、にかほ市工業振興会がございます。この振興会では情報交換や研修会などを行っておりますが、こうしたことを支援しながら個々の技術アップや製品開発の取り組みなどにつながる事業、こうしたことにもさらに支援をしてまいりたいと思っております。

次に、企業誘致に向けてさらに継続してということでございますけれども、企業誘致については、これまでと同様に市の重要課題と位置づけて対応してまいります。将来的な誘致の際の候補者選定については、庁内関係各課での横断的な連携で調査や協議をさらに行ってまいります。

また、今定例会に上程しております現工場誘致条例を改正し、新たに、にかほ市工業振興条例を制定し、奨励措置の拡充を図りながら市外からの企業立地のほか、市内既存企業の増築等、立地しやすい環境整備を図ってまいります。

また、そのほかとしては、秋田県企業誘致推進協議会、これは 21 の市町村と 5 つの団体が構成しておりますけれども、この活動とあわせながら首都圏での企業誘致等の活動を積極的に展開してまいりたいと思っております。

それから農業分野について少し申し上げますが、県の施設で 2 年間技術研修などを受ける後継者に対して——これはフロンティア事業でございますが、平成 21 年度は 1 人の方でございました。これを平成 22 年度から市の負担を少し増額しながら、研修しやすい環境を整備して取り組んでまいりたいと思っております。今のところ、来年は水稲と果樹をやりたいという方が 2 人研修を受けることになっておりますので、先ほど申し上げましたことなどを含めて支援をしてまいりたいと思っております。

また、高校生などを対象にして農業に対する意識改革を進めたいと思っております。希望者を募

りながら先進地の視察研修なども行いたいと思っております。そして市内で頑張っている若い農業者、こうした方々といろいろ交流する機会をつくりながら農業に対する意識を高めていきたいと考えております。

そこで、農業振興と後継者育成などに知識と経験のあるような方などを嘱託職員として採用することも視野に入れながら、市農協、農業委員会などと連携を強化して後継者育成にもさらに取り組んでまいりたいと思っております。

また、生産・加工・販売など多様な農業展開を可能とする組織体を育てるために、集落営農組織に対してこれまでさまざまな支援策を講じてきましたが、このたび施政報告でも申し上げましたが、こたき営農組合が法人化することとなりました。今、国の所得補償制度、政権がかわって所得補償制度に取り組むというふうな形で集落営農組織を取り巻く環境も厳しくなることも予想されますけれども、にかほ市の農業の発展のためにも、この法人をモデル的な組織として育成しながら、さらなる法人化を支援し、雇用の拡大につながるように市としてもできる限りの支援を講じてまいりたいと思っております。

観光振興については、さらなる交流人口の拡大と、いかにして宿泊者数をふやすかということが課題であります。したがって、宿泊者増につながる商品開発を進めながら積極的にPR活動に努めて、そして地域経済への波及効果を高めて雇用の拡大につなげたいものだと思っております。なお一層、観光協会、あるいは商工会と連携をしていかなければならないと考えております。

次に、分庁方式についてでございます。

現在の分庁方式は、合併協議において庁舎の有無による地域の衰退や行政サービスの低下等が懸念されること、また、旧3町が対等合併したのだという市民の姿勢に立って旧町の庁舎を活用した分庁方式を採用したところでございます。行財政改革の目標とするところは、単に行政コストの削減だけではないと考えます。いかにして市民が負担するコストに対して、提供できるサービスを高められるかということも目標の一つでもございます。現在、にかほ市では一般行政組織が常駐する庁舎は3庁舎でございますが、それぞれの最寄りの庁舎のサービスセンターなどで来庁される市民の皆様方や証明書の発行や業務相談をなされているわけではありますが、その数は相当の数に上がると考えております。

しかしながら、市の組織のあり方については決められたものでもございませぬし、今後の社会経済情勢の変化、施設の老朽化、市民ニーズなどによりまして、常に組織のあり方の検討や機構改革はやっていかなければならないものだと考えております。

したがって、限られた財源の中で効率的で効果的な行政運営に努めながら市民福祉の維持向上を図ることも大切でございますので、平成22年度中には、分庁方式も含めて機能が競合する公共施設についても、今後のあり方について市民や第三者的な視点で検討する協議会などを立ち上げて御意見を伺いたいと思っております。

次に、企業管理者制度についてでございます。

市民の大切なライフラインでありますガス水道事業の統括をしているのが企業管理者であります。御承知のように、ガス水道事業は公営企業であり、経営の健全化や効率化かつ機能的な経営に

対応していかなければなりません。また、ガス水道の安定供給には緊急性を要する事態も大変多くあります。公営企業のさまざまな課題への取り組みやライフライン管理者としての機動性を確保する上で、総括責任者である公営企業管理者の職務は重要であると考えております。

こうしたことから、公営企業における管理者の設置については、地方公営企業法に基づいて公営企業の合理的、能率的な運営を図るために専任の管理者を置き、企業の経営に専念させることを目的に合併協議会においてもさまざまな課題にも取り組む必要があることから、にかほ市ガス水道事業及び水道事業の設置に関する条例に「企業者を置く」と定められております。

これまで熱量ガス事業においては熱量変更も行いました。そして、これからの大きな課題としては、ガス事業を私は民間に移した方が市民のさらなるサービスにも貢献できるのではないかなと思っております。

そこで、企業管理者という —— いないという考え方の方もおるようでございますが、ただ、私も何人かの方々からお話を伺いました。これは一般会計から企業管理者の給料を払っているという方がほとんどでございました。これは、あくまでも公営企業の中で経営をやる中での最高責任者でありますので、ガス、あるいは水道利用料の中で賄っていることだけは御理解いただきたいというお話をさせていただいたところであります。

次に、文化会館の必要性と考え方についてでございます。

現代社会は、申すまでもなく少子高齢化、あるいは高度情報化、プライバシーの保護など、変貌する社会経済情勢の中で物の豊かさから心の豊かさへと変化をしております。平成 17 年の 10 月に新しい市が誕生し、文化活動の多様化と行動志向に伴う市民の学習意欲の広がり、既存の社会教育施設機能では対応できなくなっている点もたくさんございます。このため、新たな文化活動に対応して文化鑑賞の場、文化の創造の場、そして交流の場としての機能的な拠点施設を整備する必要があると私も考えております。市民がゆとりや潤いを楽しみながら、多様で自由な活動を広げることができる文化施設の拠点としての文化施設は、先ほど申し上げましたように必要な施設だとは思いますが、これまでも申し上げましたように、今、国の政権政党がかわって大きな改革が行われようとしております。地方にどのような影響が出てくるのかは今の時点ではわかりませんが、相当、地方に対する財政的な措置は厳しくなることを考えていかなければならないと思えます。ですから、そういう状況を見ながら、文化施設については施政報告でも申し上げたような形で整備に向けた取り組みもしていかなければならないと、そのように考えているところでございます。

それから生活バス路線についてでございますが、児童生徒の通学や高齢者の病院への通院など、免許を持たない人、車のない人など、いわゆる交通弱者と言われている方々はバスは重要な交通手段でございます。しかしながら、マイカーなど急激な車社会の進展などを背景にいたしましてバス利用者は大幅に減少をしております。県内ではピーク時とされる昭和 44 年、これに比べますと今は 7 分の 1 以下となっております。既存のバス路線の 8 割以上は赤字路線とされておりまして、にかほ市においては現在、羽後交通で 25 路線の運行を行っておりますけれども、このうち 19 路線が赤字路線であります。赤字分は一部、県の補助金もございまして —— 県の補助は大したことはあ

りません—— 県の補助金がありますが、大半は市からの補助。バス事業者による他部門からの収益を繰り入れをして赤字分を補てんしているのが現状でございます。そして、さらにはダイヤの見直しなど行政コストの削減にも取り組んでいる状況でございます。しかしながら、年々赤字額は増大しておりまして市やバス事業者の負担も大きくなり、それぞれ財政や経営を圧迫し続けてきている現状でございます。

このようなことで、これまでバス事業者に依存してきた地域交通体系については、今後を見据えて地域の実情に即した効率的で利用しやすい生活交通を考えることが必要となってきました。御承知のように、にかほ市でも今後の生活交通のあり方を検討することにかほ市地域公共交通検討委員会を設置しながら、将来に向けた公共交通のあり方を検討を進めているところでございます。

また、秋田県においても、幹線となる路線についてはバス会社に集落と病院、学校などをつなぐ路線は各市町村が乗り合いタクシーや小型バスなどを運行する形に変えていかなければならないということで、マイタウンバスに対する補助金をふやしていく方針であります。これまで馬場院内線について、路線バスを廃止し、代替交通手段として昨年4月からコミュニティバスによる本格運行を行っておりますが、バスが小型化ということになった関係で、これまで入れなかった集落にも入ることができるようになりました。また、市民の要望を受けてダイヤの改正も行いながら、この馬場院内線の運行を行っているわけでありましてけれども、利用者は以前よりは増加しておりまして一定の効果が出ていると、そのように考えているところでございます。

また、昨年12月にバス事業者羽後交通から、仁賀保線、大竹線、長岡線、鳥海線の4路線について平成22年4月から廃止する意向が示されました。このようなことから、新たに路線バスにかわる代替運行など来年度からの運行形態の見直しをするために、関係地域の代表者や小中学校PTAの代表を委員に加えた検討委員会及び公共交通会議において協議を重ねてきたところであります。そしてバス路線廃止と、これにかわる代替運行案についても承認されたところでございますので、路線バスの廃止の手续、あるいはこれからやろうとする公共交通のあり方について関係地域に説明会を開催して来年度からスムーズに運行してまいりたいと思っております。

次に、総合発展計画についてでございます。

基本構想は、長期的な視点に立ったまちづくりを進めるために平成19年度から平成28年度までの10ヵ年としております。そして基本計画は施策の目的や主要事業を示したもので、中期的な観点から前期5ヵ年、後期5ヵ年としております。また、基本計画の内容を具体的に実施するために実施計画を3年間のローリングシステムで策定していることは御承知のとおりでございます。

御質問の前期の基本計画でやり残したことでございます。前期計画は平成19年度から平成23年度まででございますので、現在は中間の年でございます。したがって、計画された事業については今できたもの、あるいは事業を実施するために取り組んでいるものといろいろございますが、先ほど申し上げましたようにまだ中間の年ではございますが、一例を挙げますと、例えばJR象潟駅東西連絡網の整備などは、まだできてないという状況でございます。ただ、これまでも申し上げましたように、このような社会経済情勢でございますので、なかなか前期の中でこの事業に取り組む

ということは難しいと考えております。

また、計画にあります景観保護条例については、来年度に取り組む予定となっております。

次に、計画の見直しや後期計画で考えられることですが、当然ながら国の改革や社会経済情勢などを踏まえながら、基本構想もやはり一部見直しをしていかなければならないと思っております。基本構想の見直しや後期基本計画についても、先ほど申し上げましたような情勢を加味しながら策定していくことになります。

しかしながら先ほど申し上げましたように、まだ前期計画の途中でございます。ですから、後期計画をどのようにしていくかということは、まだ一切考えてはおりません。これからでございます。

総合発展計画、基本構想、基本計画がまとまっている総合発展計画があるわけですが、平成 19 年、策定した当時は三位一体の改革——これは小泉内閣の時代でございますけれども、三位一体の改革、国庫補助金の廃止と縮減、地方交付税の改革、国から地方への税源移譲の 3 つの改革を進める地方分権の推進の流れにございましたけれども、私としては地方が求める真の地方分権は、これまで実現されてなかったのではないかなと思います。ですから、私は民主党が進めようとする中央集権から地方主権——これは当然財源の移譲も含めてでございますが、こうしたことを期待しているわけでありまして、先ほど来申し上げておりますように国の動向をよく見きわめながら後期の基本計画を策定してまいりたいと思っております。

それから特養施設でございますが、御承知のように介護老人福祉施設については本荘由利広域市町村圏の第 4 期介護保険事業計画に掲げております。これは、ことしの 3 月に計画がまとめられました。この計画に基づいて整備を図るものですが、9 月定例会でも報告しておりますが、にかほ市の事業予定希望者は社会福祉法人明星福祉会のみでございました。この募集をする際には、施設整備に対しては一切市の負担はありませんですよということを前提にしながら申し込みを受けたところでございます。そういう中で明星福祉会が希望がございましたので、9 月の 17 日に県に対して施設整備の必要性など市の意見を付して整備計画を提出したところであります。その後、11 月上旬から中旬にかけて県のヒアリングが行われております。資金面では、運転資金を除いた整備に要する自己資金、これはゼロであります。国の補助金を除いては借入れ——金融機関からの借入れが主体となっております。そのために県からは、事業費を減少するよう数回にわたり指導を受けております。その結果としては、当初計画の建物面積を 3,311 平米から 2,986 平米に、そして施設整備全体事業費を約 9 億 9,800 万円から約 7 億 9,700 万円、ですから事業費を約 2 億円ほど縮小しております。縮小して整備計画を訂正の上に差しかえを行っております。その後、県の審査会が行われまして、整備計画は妥当であると県から回答をいただいているところでございます。しかしながら、県の来年度予算の編成はこれからでございます——これからでございますので、平成 22 年度に事業採択されて着工できるかどうかは現時点では流動的でございます。

次に、行政とのかかわりについてでございますが、御承知のように介護保険事業において介護認定を受けられました方々が介護老人福祉施設等のサービスを利用した場合には、市はその介護サー

バス給付額 —— 要するに給付額の 12.5%を毎年負担しなければなりません。これは高齢化の進展に伴いまして、この給付額の 12.5%の額は年々増加しているのが現状でございます。このため先ほど申し上げましたように、このたびの施設整備に対しては市としては助成しないこととしておりますが、先ほど質問がありましたようにふるさと創成資金という話のあろうかと思いますが、これについては借入れを市がして、すべて利息を市が負担することになります。ですから、これは最初の申し込みの段階の条件とは異なる話でございますので、もしそうした形をやるとすれば、もう一回白紙から —— いや、そういう支援があるとすれば私のほうでも手を上げたいと、やりたかったということにもなりますので、私のほうではそうした支援は考えておりませんし、また、12.5%はこれからどんどんふえていって、その形は当然ながら市が負担していくことになります。当然、施設が整備されることによって負担もふえてくるわけでありまして。

また、入所されている市民の皆様方がその施設で安全で安心して生活できる環境にあるのかどうかということは、やはり点検していかなければならないと思います。ですから、市としての役割は前段で申し上げました給付費の負担と、そして市民の皆様方がその施設で安心して生活できるかどうかということ点を点検することがやはり市の大きな役割ではないかなと、私はそのように考えているところでございます。

●議長（竹内睦夫君） 7番佐々木正明議員。

●7番（佐々木正明君） では、数点にわたって再質問いたします。

まず⑥番目の生活バス路線の再構築について伺いますが、4路線の廃止でバス3台とワゴン車1台購入するようですけれども、小型乗用バスとワゴン車、それ何人ずつ乗れて、それぞれどの路線に何を配備する予定なのか。これによって中学校の通学や高校生の通学、これにも影響してきます。そういう高校生の通学時間帯、こういう面でも影響してきますので、どのような配置を考えているのか。また、お年寄りの方々や病院に通う運行時間、こういうものにも時間帯とかそういうものを配慮した考え方になっているのか。また、今までバスが通らなかった地区、例えば長岡線などは —— 石名坂とかそういうところはバスが通らない空白地域になっていたわけですが、そういうところにも配慮したものなのか伺います。

次に、総合発展計画の見直しも同じに関係しますが、文化会館というか地域交流センターの考え方について再度伺います。

まず、金浦地区まちづくり交付金事業の中で最初は1年間様子を見てというふうにしてきましたけれども、今度はまちづくり交付金事業から削除して、当面先送りというふうにして言われています。経済情勢や国の財政状況から見ても交付金など相当額見直しがされると思われまますので、にかほ市にある勤労青少年ホームセンター、これに若干手を加えて、そして利用しやすいようにするとか、隣の由利本荘市で新しく建設した文化会館に何らかの形で負担金を出して、にかほ市民が利用しやすい、利用できるようにするとか、にかほ市の財政状況に合った、身の丈に合った文化会館の方向、そういうふうに向向転換したらどうかと私は考えていますが、市長の考え方はどのように考えておられるのか伺います。

また、先ほど市長も象潟駅東西の円滑な通路を確保するために路線網の整備の話をされましたけ

れども、民主党政権下になってますます補助事業が難しくなるというような状況下で市長は今後ともやれると考えておられるのか、その点について伺います。

また、特養施設について伺いますが、計画書を出すときの説明、意見書の中にも「金銭面の支援はできない」とあるようですけれども、それをよしとして県の審査会も通ったようですけれども、そして若干事業内容も9億9,800万円から7億9,700万円と2億円近く削減したと、そして事業内容を縮小したという答弁がありましたけれども、このふるさと資金とかこういうものは単純に金利計算でいっても、銀行から借りる場合2%、ふるさと資金を使うと1%の金利で、まず1億5,000万円、これを利用した場合、利息だけで150万円も違うと。これはやっぱり、確かに計画をする説明段階では金銭面の支援はできないと、そういう中で希望者が1社しかなかったと、1法人しかなかったということですが、なかなかこれ事業を開始して例えば平成22年度に着工して平成23年度から開始とした場合、二、三年はやはり満床になるまで大変に経営面で苦しいそうです。私、由利本荘市の萬生苑の経営者である藤井蘭子氏にもいろいろ伺ってきましたけれども、大変に軌道に乗るまで厳しいそうです。その軌道に乗るまでの間、やはり資金面で大変だと。そして、この施設を開所することによって40人前後の雇用が新しく創出されると。そういう意味からも、にかほ市としては何らかの形で支援策を取るべきだと思いますけれども、改めて市長の答弁を――何らかの支援ができないのか、その点について伺います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 生活バス路線については担当の部長からお答えをさせます。

発展計画の中で文化施設というお話がございましたけれども、今どういう形で政府与党による改革が行われるのか、今の段階では本当にわかりません。ちょっと先ほど佐々木正勝議員の質問の中にもちょっと触れましたけれども、今、政府与党は要するに中央集権から地方分権という形の中で補助金のあり方も変えていくと、補助金をなくして地方に一括交付するという形で、平成22年度中にはそうした形の制度設計に取り組みたいというふうなお話が県選出の与党であります民主党の衆議院議員、あるいは参議院議員の方々との意見交換の場でそうした話も出ました。ですから、どういう形で一括交付されるのかはこれからでありますけれども、それでもやはりまちづくり交付金事業も含めて交付される全体の額は相当削減されていくのではないかなというふうに思います。ですから、そういうことをよく見きわめながら、私としては先ほど申し上げましたように市の財政状況を踏まえて文化施設を整備するための環境は整備していきたいと思っております。これはいろいろな形で御意見はあろうかと思えますけれども、私からすると合併協定書に掲げられた約束であります。私も旧3町の町長の1人として、それにサインをしました。ですから、私はやっぱりその約束事項を実現していくために、それに一生懸命取り組んでいかなければならない責務があると思っております。ただ、財政の状況が大きく変わって、これをやることによって今までやってるような福祉政策もなかなか難しいと。そうした場合は、当然ながら議員各位、あるいは市民の皆様方と相談しながら、これは方向性を決めていかなければなりませんけれども、私は先ほど申し上げましたように合併協定書というものにはにかほ市を誕生する一つの大きな約束事がございますので、私は履行を――この約束事を守っていかなければ――守っていかなければというより、それに努力

する責務があると考えております。

それから、確かに勤労青少年ホームのホール、これの改修等をやりながらというお話もありますが、あるいは由利本荘市で今建てております文化施設のほうに何らかの形で、例えば運営費を負担してにかほ市民が使えるようなということもあるかと思えますけれども、果たして、ただそういう形での考え方の見直しだけではなかなか理解を得られないのではないかなというふうにも思います。いずれしましても先ほど申し上げたとおりでございます。

それから象潟駅の東西の連絡の通路についても、これから補助金のあり方がどうなるのか、一括交付してどのくらいのお金が入ってくるのか、仮にそういう形で補助金が廃止されて一括交付されて年にどのくらいあって、それをある程度がまんしてためてその事業に取り組む——いろいろな事業に取り組むということも考えられますけれども、まだ国の方針が決まらない中では、この東西の連絡についても申し上げる時点ではないかなというふうに思います。ただ先ほど申し上げましたように、前期計画の中ではちょっと難しいということだけは御理解をいただきたいと思えます。

特養施設については、ふるさと資金という話もございました。雇用の拡大にもつながるという話もありましたけれども、ただやっぱりね、市としては、やる人が決まってから方向転換するということでは、ほかの人に——ほかの事業者に対して——福祉法人に対して不信感を与えることになります。ですから、どうしても——。

●議長（竹内睦夫君） 市長、時間が迫っておりますので簡単に。

●市長（横山忠長君） どうしてもその事業をやるとすれば——支援をやるとすればもう一回白紙からやらなければならないのではないかなと、そのように思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 公共交通体系のバスの件についてお答えします。

ワゴン車は10人乗りで1台です。小型バスは3台で29人乗り。配車としては、仁賀保線に小型バス、大竹線にワゴン車、長岡線と鳥海線、いずれも小型バスを配車する予定としております。運行経路、運行時間等については、先ほど御指摘がありました点についても十分考慮しまして、にかほ市地域公共交通検討委員会で議論を重ねた結果となっておりますので、その辺は十分配慮しているということを御理解願いたいと思えます。以上です。

【7番（佐々木正明君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） これで7番佐々木正明議員の一般質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番加藤照美議員の一般質問を許します。10番加藤照美議員。

●10 番（加藤照美君） それでは、創明会の一番手として質問させていただきます。

今回は 3 項目について通告しておりますので、よろしく願いをいたします。

まず最初に、施設を通した行政サービスの現状と分析（白書の作成について）であります。

1960 年代の高度経済成長期の急激な人口増加や社会環境の変化、市民ニーズの多様化などにこたえる形で、教育文化施設やコミュニティー施設などを初め多くの公共施設の整備が進められてきましたが、しかしながら、この時期に整備された施設は建設後相当の年数が経過しており、建てかえの目安とされる築後 30 年を経過した施設もふえてきております。施設の老朽化や設備機能の低下などが指摘されています。また、利用者の多様化や経済環境の変化、人口動態などさまざまな要因により利用率が低下している施設もあるなど、課題が山積しております。

厳しい財政状況下でこうした諸問題を解決するためには、施設で実施されている事務事業の有効性の検証とあわせ、計画的な施設の再整備や長期的視点からの改修計画、維持管理計画の検討など、施設の利用実態やコスト面を踏まえた市民目線での施設の検証が不可欠であると考えます。

そこで、公共施設の現状を積極的に公開し、今後の公共施設のあり方について幅広い議論を進めることが重要と考え、「公共施設マネジメント白書」を作成することについて市長のお考えをお伺いいたします。

次に、少子化対策についてであります。

県では少子化について、その現状及び課題を踏まえ、若者の県内定着、交流促進と結婚機会の向上、子育て、教育力の強化など総合的な政策を推進するため少子化政策本部を設置しております。当市においてもこのような政策本部を設置するお考えがあるのかどうかお伺いいたします。取り組むようでしたら、その内容をお知らせください。

最後に、来年度の農業政策についてであります。

この時期になりますと来年度の予算要求の時期と考えますが、農業関係の予算はどのようになるとお考えなのかお伺いいたします。

国のほうでは、農地集積対策、農地の保全、農村振興関係、耕作放棄地再生利用緊急対策、河川環境整備事業、農道整備事業、田園整備事業、農業・農村整備事業など、まだ確定ではありませんが、ほとんどが廃止や縮減のようであります。まだまだ不透明な部分はあるとは思いますが、予算編成の方針をお伺いいたします。

当市では集落営農組織の育成に力を入れてきましたが、来年度からは全農家を対象とした米の戸別所得補償モデル事業が実施されます。今後の集落営農組合にどのような影響が考えられるのか、市としての農業政策に変更があるのかどうかお伺いをいたします。

次に、県の奨励品種であります。これについては、ある農家からの要望でございます。

淡雪こまちの種子を注文したところ、直播栽培でなければ出せないということだそうです。当市には山間部もありますので、県のほうへ働きかけることはできないものかということでございます。

そしてまた、大豆転作への助成水準についてですけれども、これについても市の単独事業として来年も考えているのかどうかお伺いをいたします。

以上3点について、よろしくお願いをいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、加藤議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、公共施設マネジメント白書の作成についてでございます。

本市が旧町時代を含めて行政運営上整備してきた公共施設は、庁舎を初め教育、福祉、産業など各分野にわたっております。これら公共施設のうち30年を経過している施設には、学校や公民館、体育館、老人憩いの家など多くの市民に利用、あるいは活用されている施設もありまして、これらの施設については優先的に維持補修を行ってきたところでございます。中でも重要度の高い施設整備の計画としては学校整備がございまして、学校の将来構想策定委員会では、児童数の推移、各学校施設の老朽度などさまざまな観点から検証を行いまして、今後の施設整備のあり方を提言いただいたところでございます。また、公営住宅ストック計画など住宅マスタープラン作成についても、平成21年、平成22年度の2ヵ年計画で策定することで、現在、市民からのパブリックコメントを徴収するなど策定作業を進めておりまして、平成23年度早々にはこの内容についても公開してまいりたいと考えております。このように主要な事業については現状と課題を把握し、そして将来構想の策定には自治基本条例において明文化されておりますように、これまでパブリックコメントの実施に加えて行政懇談会、地域座談会などにより住民意向を反映をさせてきたところでございます。

加藤議員の御指摘のように各地域の人口構造の変化や利用状況、また、建物の状況、コスト状況等の実態把握と分析を行い、市全体の公共施設のあり方を総合的に検討することは必要なことと認識をしております。

そこで御質問の公共施設マネジメント白書の策定については、その必要性を認めるところでございますが、さまざまな事業を展開する上で市における財源確保は、その時々的情勢に大きく左右されることとなります。したがって、マネジメント白書を策定し、それに基づいて施設の改修や各種備品の更新などを計画的に行うことは現実的な問題としては大変難しいのではないかなというふうにも考えるわけでありまして。しかしながら、維持管理や改修などに多額の費用を要する公共施設の今後のあり方については、さきに質問された議員にもお答えしておりますが、市民や第三者的な視点で協議する場を平成22年度中には立ち上げて、その方向性についての御意見を伺いながら、ある程度、公共施設のあり方についてはまとめていきたいと思っております。維持管理もそうですが、機能が重複するような公共施設にはどうするのか、集約して解体するのか、一部は解体するのか、そうしたことも含めて検討をしてまいりたいと思っております。

これからさらに地方を取り巻く財政環境が一層厳しくなることが予想される中で、既存の施設すべてを改修や建てかえをしていくことは本当に難しいと思っております。そういうことで、まずは公共施設の今後のあり方について検討を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、少子化についてでございますが、少子化についてはさきに質問された議員にもお答えしておりますが、まずは医療費の拡充を図りたいということでお話をさせていただきました。そして今

定例会にその準備のための予算も計上したところでございます。

そこで政策本部を設置する考えはどうかということでございますが、まだそれまではいきませんが、ただ、今、県が少子化政策本部を設置しておりますので、その内容を見ながらどう市として対応していくか今いろいろ関係部局で詰めをしている段階でございますので、この点についても御理解をいただきたいと思っております。

次に、予算編成の方針でございますが、平成 22 年度の国の制度が従来の産地確立交付金や水田等有効活用促進交付金から戸別所得補償制度や水田利活用自給力向上事業への転換など、水田農業を取り巻く環境は大きく変わろうとしております。しかし、にかほ市農業が産業として持続的に発展するためには、効率的かつ安定的な農業経営を確立していくことが必要でございます。これまで担い手の育成や複合経営の推進など 6 項目の主要施策を定め、認定農業者や集落営農組織など規模拡大による効率化、あるいは複合経営や合理化による農業所得の向上など農業経営の改善を図る施策に取り組んできたところでございます。来年度の国の具体的な政策内容はまだ明らかにされておりませんが、平成 22 年度においてもこれまでの方針に基づいて継続して県や農協などと連携を図りながら、国の動向や、にかほ市農業の現状に即した予算を編成したいと考えております。

次に、米の所得補償と集落営農についてでございますけれども、所得補償制度は御承知のように稲作の生産費と販売価格との差額を全国一律単価で補てんするものでございます。この制度では、一定の要件を満たせば農家個々が交付金をみずから受けることができることから、集落営農の取り組みを阻害する——要するに所得補償ができるから、あるから今までは集落営農として参加しておったけれども、私は今度からは自分でやるよというふうな形で集落営農の取り組みを阻害することも指摘されているところでございます。

一方、集落営農は高齢化や後継者不足など戸別経営が困難な状況の中で地域ぐるみで営農に取り組もうとするものでございます。現在、28 の集落営農組織が経営基盤強化や複合化の推進により規模拡大や機械の共同化などによる効率化、大豆や馬鈴薯など重点作物等の複合化などによる安定生産や所得向上に取り組んでいるところでございます。市では、集落営農組織を重要な担い手として位置づけまして、その支援を重点施策として推進しているところでございます。これから進められようとしております戸別補償については、単価などまだ示されておりませんので、その可否については一概には論じられませんが、地域農業を持続的に発展させていくためには、たとえ戸別補償が導入されても低コスト化、多角化をさらに進めていくことの必要性は何ら変わらないものではないかなと、そのように思います。そのことから集落営農や担い手への集積などは今後ますます重要となってきますので、重点施策として支援してまいりたいと思っております。

次に、大豆の助成水準についてでございます。

大豆は食料の自給力、自給率向上の観点から水田を利用した水稻以外の作物の振興を図る土地利用型農業の活性化を図る重要な作物と位置づけられております。市では、これまで産地づくり交付金等による生産調整に加え、農業夢プラン、種子購入費、団地加算など支援を継続してきた結果、集団転作を通じて約 170 ヘクタールが栽培されております。また、作業機械の効率利用などによる低コスト化や栽培技術の向上などにより特産化が図られ、集落営農の組織運営にも重要な作物とな

っております。

ここで国の農業施策の転換によりまして、これまで生産調整として措置されてきた産地確立交付金、水田等有効活用促進交付金などが水田利用自給力向上事業に一本化されます。その助成は新規需用米へのウエイトが高くなっておりまして、大豆は現行の県の平均的な産地確立交付金水準より低水準となる見込みでございまして、大豆の生産意欲の減反が懸念されているところでございます。

しかし大豆生産は、にかほ市農業にとって重要な作物であることには変わりはありません。そして農家の皆さんが長い時間をかけてここまで集団転作のための組織運営や共同作業のための機械への投資など努力したことを考えますと、できる限りの支援策は講じたいと考えますけれども、しかしながら平成 21 年度までやってきた水準を確保していくという面では、財源的にはなかなか市で助成するという事はなかなか難しいのではないかなと、そのように考えているところでございます。このあたりをもう少し検討しながら、今後の農業政策のあり方を詰めていきたいと思っております。

他の質問については担当の部長等がお答えをいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） それでは、淡雪こまちについてお答えします。

淡雪こまちは、秋田県農業試験場で開発されました高冷地の淡水直播栽培に適する新品種として平成 19 年に県の認定品種に採用されております。にかほ市内では昨年、釜ヶ台地区で試験導入を行い、生育調査などを行っており成果を得ているようではありますが、新品種としてブランド化など販路の確立や数量などまだまだ作付を拡大していく条件はそろっていないようであります。栽培方法ですが、品種の特性から移植栽培は適さないことや、直播栽培によるブランド化を図る観点から県内でも移植栽培の実績はないということであります。このことから、農協としては直播栽培に種子を供給する考えのようであります。種子の供給体制ですが、県内全域で作付希望があり配分されているようですが、JA しんせい管内には 1 ヘクタールほどの配分があると聞いております。標高などから対象となるのは釜ヶ台地区と思われるので、農協と相談しながら来年の作付を計画していただきたいと思っております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 10 番加藤照美議員。

●10 番（加藤照美君） それでは、公共施設関係について最初に質問いたします。

にかほ市の公共施設リスト、これを見ますと、大体 54 施設ですか、あるようでございます。その中で昭和 50 年前後に建設されたのが象潟公民館、それから金浦青少年ホーム、それから仁賀保公民館、特に目につくのがこの 3 施設であります。この 3 施設に限られた場合ですけれども、この稼働率、あるいは維持管理費等、もしわかりましたらお知らせください。

それから、こういった古くなった建物のメンテナンスですけれども、メンテナンスの基本的な考え方についてお聞きします。

建物にはほとんどが耐用年数等が定められていると思っておりますけれども、施設を改築する際の基準としているのは耐用年数なのか、あるいは損傷の程度によって実施されるのかということでございます。

ます。

それから3点目ですけれども、現在の公共施設を運営する上で現時点での問題点、課題はどのようなものがあるのか。

最初にこの3点お聞きいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁 —— 稼働率わかりますか —— 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） ただいまの御質問の中の稼働率等については、今現在ここで数値は把握しておりませのでお答えできませんので、後ほどもし必要であればお知らせしたいと思います。

それから今現在、市として考えているのは、昭和56年6月以前で建築基準で建築されました建物について、本年度において耐震調査を行っております。その結果に基づきまして今後の改修方法、改修時期、優先順位等々を判断していきたいというのが今現実的に考えられることでございます。加藤議員の提案されておりますマネジメント白書に基づくところまではいっていないのが現状でございます。総合耐震管理にあわせながら、その耐用年数、あるいは老朽度等々を総合的に判断した上、財政的な財源確保の面からその辺も考慮しながら来年度予算編成に臨んでいきたいというふうにして考えているところでございます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 10番加藤照美議員。

●10番（加藤照美君） 私が聞きたいのは、こういった基本的な考え方を持って公共施設の将来的な計画と申しますか —— 公共施設の、先ほど言いましたけれども小中学校、市営住宅、各庁舎、公民館など54施設がありますけれども、この建物の —— 54施設の建物の状況、あるいは利用状況、そしてまた運営の状況、それからコスト面の状況、そして将来コストの予測、こういったものをきちっとつかんで公共施設の運営をしなければいけないのではないかなという考えからの質問です。ですので、こういった市民の考え方も取り入れながら、こういった白書を作成して話し合いの場を持つお考えはないのかなということでございます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 今、庁舎、学校、福祉施設、いろいろあります。市で管理している施設は全体で273あります。そのうち30年を経過しているものは58あります、58。改修、あるいは建てかえということも出てくるわけでございますけれども、やはり耐用年数だけでは判断できないと思っております。やはり老朽の度合いだと思っております。

それから、やはり先ほどもお答えをいたしました、公共施設の中には機能が競合する施設がございます。その旧3町合併してにかほ市ができて競合する施設をどこかに集約して、どこかを廃止して解体すると —— 仮にですよ、解体するというふうになりますと、相当地域的な形も出てまいりまして、それを市民の皆様方に納得してもらうためには相当の時間が私は必要だと思っております。ただ、先ほど申し上げましたように平成22年度中にはそうした公共施設のあり方について検討するために市民の皆様、あるいは第三者的な視点から御意見を伺おうということに申し上げましたけれども、当然そういう御意見を伺うとなれば、今、加藤議員がお話のように利用状況、あるいは今までの維持管理の経費、これからどういう形でお金がかかるか、そうしたことの基礎資料を作って初めて市民の皆様方から議論していただけるものだと思っております。まずはそれから取

り組みたいと思っておりますので、何とか御理解をお願いしたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 10 番加藤照美議員。

●10 番（加藤照美君） 農業政策について再質問いたします。

政権が交代して今後の農政がどうなるのかということで、ほとんどの農家が心配しております。ある農家からは、水田農業推進協議会というそうそうたるメンバーの協議会があるわけなんですけれども、この協議会で平成 22 年度の農業政策についての方向性とかそういう点についてどういようなことが話し合われているのかということが聞かれましたので、この点を 1 点お願いしたいと思います。

それから、大変農業経営をやっていく上で参考になっております「にかほ市の農業」という冊子についてですけれども、この冊子についても何月ころ完成で各農家に配付になるのがいつころなのかということ、まず最初 2 点お伺いします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 水田協につきましては今国会でも論議されておりますけれども、まだ政策的なところが固まっていないところから、その方向性というものについては検討はされておられません。

それから「にかほ市の農業」につきましては、できるだけ確かな情報ということで、ぎりぎりですけれども、できるだけ 2 月ころの農協との座談会に間に合うように発行したいと思いますけれども、毎年その点についてはぎりぎり、特にこの備考欄のあたりにも何月何日現在というふうにただし書きの中で、できるだけ一番近い情報を流そうということで担当者が作成しておりますので、この点につきましてもわかり次第原稿を作成し、できるだけ皆さんに早めにお配りできるように頑張りたいと思います。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 10 番加藤照美議員。

●10 番（加藤照美君） そうすれば、この協議会の設置目的、年に何回ぐらい開催されて、協議会の設置目的というのはどのような目的で設置されているのか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） この水田協というのは直接自治体に入るお金ではなくて、さまざまな事業の中で配分するということでもありますので、できるだけ自治体の実情に合ったものの中で配分していくという事業をやりたいということでもあります。その中につきましては、この中で私も少し勉強不足なんですけれども、水田協につきましてはできるだけ現状については分析しながらということで組織を固めて年に数回、現状と来年の分析をしているというところでもあります。少し説明不足で申しわけございません。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 協議会については確か私の記憶では年 4 回ぐらいだと思っておりますが、大きな役割は転作にかかわる補助金があるわけです。当然その中には市が加算している部分もあります。それについて、例えば大豆を生産する場合には 10 アール当たり幾らと、その単価を決めたりするのが大きな目的でございます。その協議会の中でいろいろ話し合いながら、いろいろな転作

の形態によって国から来ました補助金を配分していくと、これが大きな役割であります。

●議長（竹内睦夫君） 10 番加藤照美議員。

●10 番（加藤照美君） そうすれば、この協議会の話し合いの内容というのは、国から来ている交付金の使い方をどうするかというようなことで理解していいですか。

それでは市長にお伺いいたしますけれども、行政報告の中で「市長の考えている後継者育成のための支援策を強化する」とありましたけれども、この点について具体的にお願いしたいと思いません。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 後継者育成については、きょう、さきに質問された議員にもお答えしておりますが、まずはフロンティア事業—— 県単のフロンティア事業で今 7 万 5,000 円、県と、うちのほうが 2 万 5,000 円かな—— 県が 5 万円、市が 2 万 5,000 円、7 万 5,000 円ずつ研修を受ける方に支給して 2 年間研修を受けることの制度でございますが、この市の負担分、もう少しふやそうということが一つであります。それから、やはり農業については、例えばうちが農業であっても、これまで稲作農業をやってきて農業はだめだだめだという形の中で子供さんたちは育ってきたのではないかなというふうにして思います、私は。ですから、やはり高校生ぐらいの皆さん—— 高校生には限定しませんけれども、やはり農業に興味ある方々を少し募集してですね、こういう取り組みをしていますよというところを見せながらですね、意識を高めていきたい。それから、にかほ市内にも今頑張っている若い方々がおられます。一生懸命、農業に取り組んでいる方がございますので、そうした方々も農業に対する大きな夢を描いて毎日の農業を行っていると思っております。ですから、そういう方々と交流をしながら、やはり農業に対する意識を高めていく、これが一番最初ではないかなと。そういうことで、平成 22 年度からは場合によってはそういう経験、知識のある方を嘱託職員として採用しながら積極的にそうした取り組みを展開してまいりたい、今そういうことを考えているところであります。

●議長（竹内睦夫君） 10 番加藤照美議員。

●10 番（加藤照美君） 確認ですけれども、平成 22 年度の転作に関してです。国のほうでは大豆転作は 10 アール当たり 3 万 5,000 円に設定をしているようでございます。米粉ほうは 10 アール当たり 8 万円ということで設定しているようですけれども、今の現状では 3 万 5,000 円ではとてもじゃないがやる農家は出てこないのではないかなという考えがあります。そういったことを考えますと、米粉に変える農家が大分出てくるのではないかなという気がするんですけれども、そこら辺のところ、市としての考え方をひとつお聞かせください。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 国の政権政党がかわって農業施策も大きく転換しようとしております。私も末端の市町村でも本当に困っています。今まで大豆についてはそれなりの支援をしながら一生懸命農家の皆さんも取り組んで、170 ヘクタールぐらいまで規模が拡大したわけではありますが、例えば平成 21 年度では団地加算を含めて大体 6 万 5,000 円、10 アール当たり支援をしております。これが 3 万 5,000 円まで落ちるとなると、単純に計算して 5,000 万円ぐらいのお金がなくなるとい

うか、国の方向転換でなくなります。その5,000万円を市が毎年補てんできるかということになりますと大変難しいと思います。できる限りの支援策は全体の予算を見ながらこれから編成していきますけれども、これをすべて市が減額分を補てんしていくことは難しいと思います。

それから、米粉については今もあるわけです。ただ、来年度以降も米粉は8万円、8万円の中で米粉用の米を作っても引き取る相手と契約しなければ、これはできません。相手を見つけなければできないわけです。ですから、今の状況の中でどれだけ米粉の需用があって引き取り手があるかということも、まず米粉用の米を栽培する過程においては大きな課題だと思っております。

いずれにしましても、農協とのいろいろな情報交換をしながら、どういう形でこれまでのような形ができるのか、精いっぱい頑張ってはみたいと思いますが、なかなか言葉は適当でないかもしれないけれども、ない財源は出せないということもありますので、この辺については御理解をいただきたいと思えます。

●議長（竹内睦夫君） 10番加藤照美議員。

●10番（加藤照美君） そういうような問題が出てきますので、私は何ていうか協議会で、この27人おりますけれども、この顔ぶれ見ますとそうそうたるメンバーです。この協議会でそのようなことを話し合われているのかなと思っていたんですけども、実際はそういうようなことではないようですのであれなんですけれども、平成21年度にしてみればいろんな作物の国からの交付金をまとめて、そして大豆転作のほうに重点を置いてやってきたという、この協議会での話し合いの内容だと思えますけれども、やっぱりそういったいろんな作物の助成金にかほ市はにかほ市でひとまとめにして、そして大豆転作のほうに平成22年度も重点を置くのか、あるいはほかの作物のほうに置くのかという、そこら辺のところ、考え方をちょっとお聞きしたいなと思うんですけども。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） はっきり言って協議会は補助金の受け皿と——補助金の受け皿と配分です。補助金として県を通して来るわけですけども、補助金についてはやはりひもつきとなります。それなりの形で、若干の流動的なものはあるかと思えますけれども、これがやはり新しい政権ですので、その内容をもう少し具体的に示してもらわないと今の段階では何とも申し上げられませんが、ある程度、ひもつきでまいりますので、やはりそれはそれなりの形を尊重しながらのそれぞれの配分になろうかと思えます。

●議長（竹内睦夫君） 10番加藤照美議員。

●10番（加藤照美君） わかりました。

それでは最後にですけども、淡雪こまちの件についてお聞きいたします。

この淡雪こまちですけども、あきたこまちよりも和製の品種です。ことしは梅雨明け宣言がなかったわけで、釜ヶ台地域の作況ですけども、契約数量に対して釜ヶ台地域4集落、8,308俵が契約数量なんですけれども、出荷数量が6,589俵となっています。契約対比、まず79.3%です。1等米比率、これが重点なんですけれども、釜ヶ台集落だけでは96.9%いっているんですが、上坂集落に行きますと、あそこは標高が400メートルぐらいありますので、1等米比率が78.2%となっ

ています。こういった現状がありますので、農家からこの淡雪こまちを作付したいという要望があったんですけども、農協のほうからも注文は来たんですが、何か不手際で直播でなければ種子はやらないというようなことだったそうです。そういったこともございますので、直播だけに種子を供給するというのではなくて、やっぱりこういった地域もありますので、普通の移植に対しても供給してもらいたいという、そういった要望はしてもらいたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 淡雪こまちにつきましては先ほどお答えしましたように、県の方針で、いわゆる開発の段階でわかったことだということではありますが移植栽培には適さないということと、県の方針そのものが直播栽培によるブランド化を図るということで限定したいと。それで、ちなみにこの前例は鹿角の組織の中で現在、淡雪こまちというものを栽培しておりまして、直播以外の栽培については淡雪こまちの認定はしていないということですので、あくまでも直播栽培ということであります。昨日、こたき営農組合が今度、ほっと奈曾という農業法人になりました。その場でも地域振興局の方も見えましたので、ここのところを確認しましたところ、やはりこの条件だけは曲げられないと。これはあくまでも県のほうのブランド化を進めるための戦略であるので、移植栽培については配付できないということでありました。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 10 番加藤照美議員。

●10 番（加藤照美君） 確認ですけども、移植栽培には適さないという県の答弁だったんですか。その辺、確認して終わります。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） これによりますと、地形的なもの、あるいはブランド化というところでいくと移植栽培は適さないので配付はできないということでありました。

【10 番（加藤照美君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） これで 10 番加藤照美議員の一般質問を終わります。

次に、16 番竹内賢議員の一般質問を許します。16 番竹内賢議員。

【16 番（竹内賢君）登壇】

●16 番（竹内賢君） 私、最初 2 項目にわたって質問を出しておりましたが、施政方針についても何点かお伺いをしたいと思います。

最初は、4 年経過した合併、今後のまちづくり談論を巻き起こそうというような、少し何ていうか、私たち自身が合併で市民がどう思っているのか、あるいは私たちがどうなってこうなったのか、そこを検証したいと。たまたまですね、こういう話がつい最近聞かれました。これは、一つは象潟地域のさびれようは半端ではないという声でした。もう一つは、仁賀保の金が象潟、金浦に持っていかれていると、こういう話もされました。これは多分に例えば感情的な面もあると思いますけれども、そういう市民がいるという実態はやっぱりあると思うんです。

そこで市は 7 月に、にかほ市の合併における効果とデメリットということで各部署からの報告ということで発表しました。その内容は広報でも概要ですけども掲載をされております。そして市民の意向も求めているところでもあります。効果としては、住民の利便性の向上。二つ目は、行政サ

ービスの高度化と多様化。三つ目は、広域的視点に立ったまちづくりと施策展開。四つ目は、行財政の効率化。五つ目は、地域のイメージアップが挙げられていますと、そういうことであります。一方でデメリットとしては、分庁方式に関連して住民サービスの低下と諸手続の不便さを挙げられております。いずれ執行部としての職員として感じたというか受け取ったことをこういうふうにして述べられているんですけども、市民の受け取り方がどうなったのか、市民の皆さんは具体的にやっぱりこれこれだという言い方をされています —— 先ほど申し上げました。

私自身も今議員をしているわけですので、議員という立場もありますけれども長所は何だと。消防と清掃の一部組合の予算、決算や事業について、直接、市議会で論議できるようになったことは非常によかったというふうにして思っております。それから基金と地方債の残高が —— 平成 17 年度末 31 億 3,589 万円、これが基金です。地方債は 197 億 4,645 万円。市民 1 人当たりになりますと、それぞれ 10 万 8,000 円と 68 万 2,000 円でした。これが平成 20 年度末では、34 億 3,091 万円と 196 億 2,268 万円で、市民 1 人当たり 11 万 9,000 円と 68 万 4,000 円であり、差し引き、市民 1 人当たり 9,000 円の負担減になったと、こういう見方をしていました。

短所としては、これは議員として分庁方式でかなりやっぱり部と課が分散したことによって情報収集や調査がやりにくくなったというふうにして感じています。それから二つ目は、議会だよりの一般質問 1 人 1 ページと象潟町時代から比べると 2 分の 1 ページになり、議員の質問の趣旨や、あるいは答弁等が簡略されて市民にわかりにくくなったんじゃないかと。三つ目は、広がった議員活動が届きにくくなり、市民の声が遠くなったと感じております。四つ目は、ふるさと会が市のかなり強引な姿勢で統合されたとの声が聞こえてきました。これまで積極的に参加をしてきた会員から直接私に何人かから言われましたけれども、今度は参加しませんよという話がありました。五つ目は、合併協定の調整の料金統一で、象潟地区はガス、水道ともに値上げになったことが市民から寄せられております。それから六つ目は、文化祭の会場が分散され合併前に比べて特に象潟会場は閑散としており、特にお年寄りの人から不評でありました。七つ目は、市民にとって顔見知りの職員が少なくなり、お互いの間に親しみが薄くなっているという市民が多いように声があります。八つ目は、合併協議の妥協の産物として、合併協定に金浦地域に 3 年以内に総合文化施設と引き続いて体育施設を建設するとなっております。そのための財源を求めた結果、事業が大きく広がり全体事業費が 46 億 5,600 万円となり、費用対効果の面からも疑問がありました。

いずれ市民の皆さんもいろんな思いがあると思います。自治基本条例もできましたから、市民の市政参加の権利と責任もはっきりと打ち出されました。秋田県で最初に作られた条例です。絵に描いた餅にしないためにも、鉄は熱いうちに打てというではありませんか。市役所内部の検証にとどめないで、市民が検証する風を起こしませんか。これが私の提案であります。

そこで具体的には、にかほ市の行政サービス、市民の暮らし、子供たちの育つ環境、お年寄りの暮らしの環境、若者が希望の持てる環境について、これからのまちづくりに生かしていくために各層各地域で市民が意見を出し合う「これからのにかほ市をどう創る、みんなが主役」などのテーマで、合併後のまちづくり —— 4 年過ぎたまちづくりについて大談論会を開こうではありませんか。私たちもその役目を担いたいと思いますので、いかがですかと。

二つ目は、今眠っている財産の活用と事業の見直しが必要だと思います。

新地方公会計制度の実施の準備の取り組みが進められております。その中で、平成 21 年度売却可能資産として、説明時点で宅地などの評価額約 4 億 8,838 万円でした。意外と少ないなという感じを受けました。一方、動産ですが、眠っている財産があります。一つは、象潟町史です。平成 8 年から 4 部、1 万 2,000 冊発行され、平成 14 年度から 8 年になりますが、平成 20 年度末で販売が 1,611 冊、寄贈が 1,788 冊です。残っているのは 8,601 冊で、金額にして 1,264 万 5,000 円ではなくて 3,018 万 9,000 円となっています。訂正していただきたいと思います。平成 20 年度は販売 7 冊で寄贈が 393 冊です。また、ガス水道局に熱量変更事業のために購入したガス器具が 9 月で 1,100 万円分あります。ガス器具については、熱量変更対応の器具点検で家庭を訪問した系の説明と扱いがまちまちであったために、今もって不公平だと不満を訴える市民がおります。そこで次の点について伺います。

平成 22 年度予算をつくるに当たって、これら眠っている財産を財源として生かすための方針を立てるべきだと考えますが、いかがですか。

二つ目は、平成 20 年度と平成 21 年度は地域活性化・経済危機対策臨時交付金関係事業として 3 億 9,682 万円、地域活性化・生活対策臨時交付金事業として 2 億 8,080 万円が交付されました。地域要望や抱えていた事業を具体化できましたが、中には無理してつくった事業もあったのではないのでしょうか。政権交代によって国の事業見直しが進められております。平成 22 年度は、地方自治体も今までのような形ではなくて自立した政治が求められていると思います。これまで実施してきた事業についてもしっかり検証して、180 度転回するような考え方で思い切った見直しが必要と考えます。例えば、見直しに当たっては今現在、将来にわたって必要な事業なのか。効果が期待できる事業か。前例踏襲で続けられていた事業ではないのか。あるいは、ほかに重複または類似の事業ではないか。大きな補助金交付団体についても検証するなど、具体的に行政当局は考えるべきだと思いますので、それらについて伺いたいと思います。

それから、施政方針についてであります。

文化施設建設についてです。市長は施政方針で「文化施設についてはまちづくり交付金事業から削除し、当面、建設計画を先送りしたいと考えている」と報告しました。まちづくり交付金事業は合併協議の成り行きで、妥協の産物として、金浦地区に合併後 3 年以内に文化施設を建設し、引き続いて総合体育施設を建設するとした合併協定の実現のため、財源を国のまちづくり交付金事業に求め、金浦地区都市再生整備計画を策定したものです。次の点について伺います。

最大の目的の文化施設の建設が先送りになった以上、金浦地区都市再生整備計画の全 14 事業について見直しが必要と考えます。資料が出されています。工事着手している事業もありますが、まちづくり交付金事業の工程表をいただきましたが、それについての検討された内容、文化施設に関連した事業が検討した結果、まだ載っているのかも伺います。

それから二つ目は、合併特例法では合併協定に基づく建設事業計画の変更は県と協議することが必要となっていますが、県と事前に協議をしてきたのかも伺います。

二つ目は、地球温暖化防止についてです。

簡単に申し上げますが、市は省エネ住宅整備に助成措置を取り組む、あるいは公的な施設についても太陽光発電とかそういう省エネの建設をやるというふうになっているわけですが、私はやっぱり、これは出ているわけですが、国の方針というか計画にも出ていますが、一番やっぱり使うのは市民というか国民というか一人一人の家庭生活、いわゆるそういう生活の中で使われる温暖化、CO₂が多いと言いますから、みずからができるものをどうやるか、そういう視点での温暖化防止対策だと思えます。簡単に申し上げますと、これは環境家計簿にありますけれども、電気、ガス、水道使用料の、あるいはごみ、これらの5つだけをそれぞれの家庭がきちんとやっぱり把握をして見直していくこと——生活を見直していくことによって、かなりのいわゆるCO₂の削減につながるというふうにして思えますので、そういう簡単などころからの計画を立てるべきではないかと——対策を立てるべきだと思いますので、それについての所見を伺いたいと思います。

三つ目は、にかほ市スポーツ振興計画です。

これ自体については生涯スポーツの動機づけが必要だと思いますが、本来はみずから進んで実行することが大切だと考えます。したがって、そのような基本を踏まえた場合にお金をかけない計画になるようにすべきだと思いますがいかがですか、伺いたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、竹内議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、まちづくりについての談論を起こそうということでございますが、まちづくりの主役は市民一人一人でございます、日ごろから市民の英知を結集して市民と行政がともに手を携えながらまちづくりを進めてまいりたいと考えているところでございますので、御指摘のように市民のまちづくりへの思い——まちづくりに対する思いなどはこれからもできるだけ吸い上げるような形でいかなければならないなど、そのように考えているところでございます。そのようなことで市民の皆様方からは、これまで以上にさまざまな場面で市政への参加または参画をお願いしたいと思います。

市では、これまで市民と直接懇談のできる機会として市政座談会、市政説明会、行政懇談会を開催してまいりました。また、年間何回ぐらいあるでしょうね、いろいろな各種団体等が主催する懇談会がいろいろありますけれども、それにもできるだけ参加して、そしていろいろ一人一人の市民の皆様方から意見を伺っているところでございます。加えて、個人やグループで直接面談したいと考えている市民の希望にこたえて市長面会日を設定しておるところでございます。月1回と数は少ないわけではございますけれども、定例議会や公務出張などで日程が調整のつかない難しい月もありますけれども、月1回は最低開催したいなということでこれまで取り組んでいるところでございます。さらに以前、竹内議員からも提案ありましたが、町内会や市民サークルへ直接出向いて実施する出前講座も開設しておりまして、その際には市民ニーズの把握にも努めているところでございます。

このように市民との意見交換の機会を積極的に設けるとともに、パブリックコメントの実施やホームページのQ&A、広報や意見箱などにより、より多くの皆様方からの意見、要望などを幅広く

募集しているところでございます。これからも引き続き議員各位から御協力をいただきながら、市民からの積極的な市政参加などに参画できるように一層工夫してまいりたいと思っております。

また、平成 23 年度、来年再来年とありますけれども、総合発展計画の基本計画の最終年に当たりますので、基本計画の策定、あるいは総合発展計画の中の基本構想の見直しも当然、現状の経済情勢などを踏まえますと見直しをしていかなければならないと思っておりますので、そのときにはより多くの市民の皆様方から御意見を伺う機会をつくってまいりたいと思っております。そこで、御提案のことについては今すぐ取り組むということは考えておりません。

次に、財産の活用についてでございます。

にかほ市の財政は、長引く景気の低迷や国の三位一体の改革などによりまして地方財政への圧迫により収入が大きく減少し、厳しい財政運営が続いております。そうした中で、市の保有する遊休資産の有効活用を図ることは、税収外収入の財源を得る手段としてとても大事なことでと考えております。現在、市の土地や建物などの市有財産は旧町から引き継がれたものがほとんどでございます。いずれも行政が事務事業を行う上で必要として取得したものであり、市民共有の財産であることから、市が公共の福祉のために利用することが最も望まれる利活用であることは言うまでもございません。しかしながら、行政目的が喪失して将来的な利活用計画も定められていない財産、あるいは利用計画がありながら長年にわたりまして着工されていない未利用の財産が数あることから、個別財産の利活用方針を定めて貸し付けや売却処分等を積極的に行い、市の財源確保や維持管理経費の節減を図ることが必要だと考えております。基本的には、将来的に利用計画がなく、市有財産として保有する必要性のない財産などについては、積極的に民間への売却処分に努めてまいります。売却が困難な財産や将来的な利用計画がある場合であっても当分の間利用されることがない財産については、公益的、公共的な利用目的には限定せず、幅広く貸し付けを認め、民間等への積極的な貸し付け、こうしたことで財産の有効活用を図ってまいりたいと思っております。

次に、国の交付金事業についてでございますが、平成 20 年度の繰越事業の地域活性化・生活対策臨時交付金は、地域の活性化等に資するきめ細やかなインフラ整備などを進めるための制度でございました。本市では各町内会等から要望のあった生活道路や排水路の整備、カーブミラーや防犯灯の設置に約 2 億円、学校及び社会教育施設整備に 5,000 万円、観光施設整備に 1,500 万円、そのほか消防施設とスマイルの整備に 2,000 万円を充当しております。また、平成 21 年度事業の地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、安全・安心の実現、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、将来に向けた地域の実情に応じたきめ細やかな事業を積極的に実施するための制度であります。本市では、小中学校及び公共施設の地デジ対策事業、火災報知器給付事業、消防資機材購入事業、運動施設改修工事などに活用しておりまして、詳細は 6 月の定例会で申し上げたところでございます。

こうした公共施設の整備については、いずれこのような交付金がなくてもやらなければならないという事業でございましたので、この点については御理解をいただきたいと思ひまして、無理してつくった事業もあるのではないかなというふうな御質問でございますけれども、いずれも町内会や市民からの要望があったもの、あるいは各部署から提案を受けたものを絞り込んだものでございます。ま

た、地元企業の受注機会の拡大に配慮した事業などでございますので、すべて重要かつ有効な事業であると、そのように考えております。無理してつくった事業ではありません。

また、政権交代により、これまでの事業を検証し、180度転回し、思い切って見直しが必要とのお考えでございますが、現在、国では各種事業の見直しや凍結、事業仕分けなどが行われておりまして、既存の事業に対する考え方や今後の施策についても国の動向が不透明な状況でございます。現時点では情報収集に努め、国の動向をよく見きわめることを優先にして、その結果として計画されている事務事業にあっても見直しすべきものは見直しをして国の変化に柔軟に対応し、市民の福祉向上に努めていかなければならないと考えているところでございます。

次に、施政方針の文化施設の建設変更についてであります。

合併協議会における決定事項 ―― つまりは合併協定書の法的な拘束力についてでございます。

地方自治法第252条2項第5項の規定により策定された計画は、その計画に基づいて事務を処理しなければならないとされておりますが、法的に拘束力を持つものと解するのは困難であると考えます。つまり合併協議会で策定された市町村建設計画、まちづくり計画についても、合併市町村はこの計画の履行を法的に義務づけされたものではないという解釈であります。しかしながら、合併協議会で策定決定された合併協定事項が、関係市町村の合併についての理解と意思決定に最も重要な役割を果たしたものと私は考えます。法的な拘束力がないとはいえ、特別な理由がない限りは合併協定項目のすべてを尊重し、誠実に履行するよう努めなければならないと思っております。したがって、その考え方に基づいて誠心誠意これまで合併協定項目の実現のために、また、合併効果が実現できるようにさまざまな施策に取り組んできたことだけは御理解をいただきたいと思っております。

御質問の合併特例法に基づく建設計画の変更について県と事前協議がありますかということですが、結論から申し上げますと、協議はまだしておりません。

御指摘の計画変更の手続は合併特例法第6条第7項によるものでございますが、建設計画作成時以降における社会経済情勢の変化、あるいは財政状況の変化などにより計画の実現が困難になったり、また、当初計画に掲げていない新たな事業の実施が求められたりする場合には、合併市町村は県との事前協議を行い、さらに議会の議決を経て計画を変更することができると規定されたものであります。これまで先般の議会でも1年間の先送りを申し上げ、今般の施政の基本方針では、まちづくり交付金事業での取り組みを断念し、文化施設の建設については基金の造成などを検討しながら、そのための環境を整えてまいりたいと申し上げたところでございます。3年以内に建設とした協定内容の履行については、まちづくり交付金事業から削除となれば実施時期の変更になるわけですが、建設計画を中止するとした計画変更ではございませんので、合併特例法が求める計画変更の手続は要しないと判断しているところであります。ただし、こうした経緯については議員各位や市民の皆様方の御理解が不可欠でございますので、機会あるごとに説明責任を果たしてまいりたいと考えております。また今後、事前協議ではありませんが、まちづくり交付金事業との関連もございまして県とも相談して広く事例の情報収集を図りながら、計画の変更手続がやはり必要であるとすれば速やかにそうした手続に移行してまいりたいと思っております。

次に、地球温暖化防止についてでございます。

施政報告でも申し上げましたが、世界的な課題であり、にかほ市においても地域協議会と連携を図りながらさまざまな活動や事業に取り組んでいくこととしております。その活動の一つとして、地域協議会では市民向けの環境家計簿を策定し、全戸配付することとしております。この家計簿は、家庭内の電気、ガス、水道、可燃ごみ等の消費量及び自動車燃料消費量を記入し、前年度数値よりどれほどCO₂排出量の削減ができるか、各家庭で確認できるように――取り組んでいただけるようにこの家計簿を配付するものでございます。そのようなことで、これは継続して行いながらその世帯世帯でどのくらいCO₂が排出されるか、そしてそれを見ながら、さらに市民の皆様方に一層CO₂排出削減に取り組んでいただきたいと思っております。

したがって、これらと平行しながら太陽光発電設備など省エネ住宅の整備に対しての助成についてもいろいろ国の政策、あるいは県の政策と連動しながら取り組み、そして地球温暖化の防止に努めてまいりたいと思っております。

次に、スポーツ振興計画についてでございますが、スポーツ振興基本計画の策定は国のスポーツ振興法に即して策定するものであります。この基本計画を踏まえて現状を把握して、そして課題を抽出しながら、それらに対応した施策を講ずることでございます。

スポーツ振興のための施策には、スポーツ行事の実施と奨励、指導者の充実、施設の整備、学校施設の利用促進など、ソフト・ハード両面についてさまざまなことが考えられます。そして、その施策は成果目標や達成目標を掲げて実施されるものであると考えます。よって、この基本計画は多額の事業費を明示するような、そんな計画ではございませんので、御理解をいただきたいと思ます。

他については担当の部長等がお答えをいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 眠っている財産の象潟町史についてお答えいたします。

現在、資料館や、にかほ勤労青少年ホームで町史を販売しています。また、ホームページ、出前講座、還暦の年祝いなどでPRを行っております。象潟の文化や歴史を研究している方や全国俳句大会入賞者、企画展示協力者などには無償で提供しております。象潟町史は象潟の歴史をひもとく上で非常に貴重な資料であるとともに、歴史を探究する人や研究者にとってもなくてはならないものと考えております。したがって、こういう人たち、また、ふるさと納税された方たちに対し町史を寄贈し活用いただくように考えています。今後も資料館での町史販売はもとより、講座などの機会をとらえ町史のPRなどを行い、財産の活用を努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様からの御提案もよろしく申し上げます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、企業管理者。

●企業管理者（佐々木勝利君） それでは、竹内議員にお答えをいたします。

都市ガス事業では保安の確保を前提に、お客様の快適な暮らしとビジネスの発展、環境保全への貢献につながる天然ガスの優位性を建設関係業者や不動産業者、市民にアピールするとともに復旧に日々努めているところであります。参考までに、平成20年度の器具販売にかかわる取り組み状

況であります。テーブルコンロ、ビルトインコンロにおいて 2000 年以前のを御使用しておられるお客様にダイレクトメールを送付し、あわせて 46 台を販売するとともに、ガス器具の展示即売会においてテーブルコンロを初めとして 84 台を販売し、売り上げは約 350 万円、前年度に比べ倍以上の売り上げを記録しております。

局のガス器具の在庫管理の状況であります。お客様の欲しいというときに迅速に対応するため、9 月現在では 63 機種 425 台に上りますが、そのほとんどが 1 機種当たり 1 ないし 8 台と数台の単位であります。熱量変更作業の影響を引きずっていると思われる在庫としましてはストーブで、2 桁在庫が 4 機種となっております。また、今年度のガス器具展示即売会を 11 月 1 日号の広報、また、チラシ等で PR をしながら 11 月 13、14 日の両日に実施しておりますが、47 基、124 台、453 万円ほどの売り上げとなり、前年度に比べて 29% の伸びを示しております。在庫にかかわる数値としましては、425 台から 41 台減り 384 台となり、金額にして 108 万円ほどの削減となりました。在庫で持つべきか、カタログ販売に切りかえるか、お客様にとってどちらがいいのかを大変迷うところではありますが、局としましては、お客様へのよりよいサービスの一環として、欲しいときにすぐ提供するにはある程度の在庫はやむを得ないものと考えております。

今後としましては、売り筋を見きわめ、問屋の在庫品も在庫として換算するなど、どこまでが即時提供できるのか、どれが注文となり、お客様に届くまでの期間がどれくらいかかるのかを総点検をし、あまり在庫を持たないようにしていきたいと考えております。局の抱えるガス器具の在庫は、眠らせておけばおほくほど流行遅れとなり付加価値が下がる一方でありますので、今後も売ることに専念したいと考えております。

今後の販売戦略としましては、国のエコ商戦の便乗や、まだまだお客様に浸透してないところがありますので、ガスによる環境に優しく経済的で快適、便利、安全な暮らしの実現のためにマイホーム発電のできるガスエンジンコージェネシステム・エコウィル、高効率給湯器のエコジョーンズ、水とサーモを用いたマイホームエステ、ガス火でどんな料理もできるマイホームクッキングなど、お客様の立場に立ったエネルギー利用提案もさまざまなものが出てきておりますので、最新技術、商品のさらなるアピールに努めるとともに在庫一層処分セールによる低価格提供なども推進し、家庭用の需用家を対象とした戦略をさらに充実していきたいと考えております。

●議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

●16 番（竹内賢君） 何点か伺いたいと思います。

一つ目は、合併後のいわゆる 4 年経って、そしてやっぱり市民が今後の —— 合併してよかったです、あるいはこの点をやっぱり直してもらいたいと、そういう声が市に届く、あるいは議員にも届く、それから市役所にもきちんとやっぱり届くと、そういうことが必要だと思うんです。それがあきらめてしまっているようにしかならないというような形はやっぱり避けたいと思うんですが、そういう意味から言うと、先ほどちょっと私言った、仁賀保の金が象潟、金浦にみんな吸い上げられてしまっていると、そういうような多分に感情的なものもあると思うんですけれども。それから、それは例えば市長が象潟であって、そして市役所のいわゆる事務所が象潟にあると、そういう点もあるようなんですが。それからもう一つは、今度反対にですね、これは商売やっている象潟の

人から見ると、象潟地域の寂れぐあいは半端ではありませんよと、こういうふうにしてやっぱり言われるんですよ。具体的に言うと、例えばお店の関係もあるようですけども、そういうものについてこれでいいんじゃないかと、こういうふうにしていきましょと、皆さんどうですかというよなそういう話し合いを、さっき市長は今までやってきたものじゃなくて、それよりもっとやっぱり浸透したというか、もっと広がりをもった、そういうものをやっぱり考えていく必要があるんじゃないかと。広報では8月15日でこういうふうにして5つ、それからメリットが書いてありますけれども、もっとやっぱり具体的に書かないと、こういうふうにして行政サービスの高度化と多様化が成り立ったとかとあって、市民の皆さんやっぱりはっきり言って何だということになると思うんですよ。具体的にやっぱりこれこれですと市としてはメリットと感じていますよというふうにして言って、そして皆さんどうですかという形に私はやっぱり広報等できちんとあれして話をしてください、私のほうではいつでも聞きますよと。それを説得するってということじゃなくて、聞くという、そういうところからやっぱり始めていくべきじゃないかと思うんですが、その点について伺いたいと思います。

それから二つ目は、眠っている財産の活用と事業の見直しについてですが、市長の話、それはそれでわかりますけれども、例えばですね、具体的に私言いますけれども、例えば協働のまちづくりという観点から言うと、市役所の中に事務局を置いている任意団体等もあるわけですね。そういうものについてもやっぱり自立を促していくような話し合いをすとか、あるいはこの施設に設備をしているパソコンがありますけれども、この利活用がどうなっているのか。普段、かぎをかけている施設についてもパソコンは設備になっているところもあるわけですよ。例えば一例で言いますと公会堂もそうですね、象潟公会堂も。そういうところも、いわゆるいつでもだれでも行っても利用できる——利用というか、じゃなくて、そういうところにもあるわけですよ。したがって、そういうところの利活用がどうされているのか。費用対効果の面からもやっぱり検討する必要があるんじゃないかと。具体的に言いますけれども、これについて一つずつは答弁はいりませんが。

それから、清掃センターのごみ焼却炉等の補修工事費、毎年1億2,000万円から1億4,000万円、1億3,600万円、そういうふうにして実施計画にのっていますから、これはそれで27年も経った施設ですから必要だと思うんです、補修は。ただし、その契約の方法がいつも同じ事業者であって、そして随意契約と。これについてもやっぱりもう少し見直ししていく必要があるんじゃないかと思うんです。

それから、国民健康保険の医療費のお知らせ。前は1ヵ月ごとでしたけれども、今は2ヵ月に1回になってますけれども、現在、予算としては367万5,000円、いわゆる普及費と通信運搬費、これ市民の皆さんからも、率直に言うと来ても見ないし、いらぬという話も聞こえてくるんですよ。それについて法的に必ず必要なものかどうか、あるいは法的な拘束力がないとすれば、そのやり方について検討し見直す必要がないのかとか、あるいは斎場管理委託料です。これ2つ斎場がありますけれども、一つと、二つとも全然別個の形の委託になっているわけです。料金的にも——料金的にというか予算的にも、片一方がずっと上になっていると。これは仁賀保時代からのやり方ということであらゆる事情は聞いているわけですけども、この見直しについても必要

じゃないかと。具体的につつつつと探していくと、私の目でもやっぱり見つかるわけですよ。必要でないということは—— じゃなくて、見直すという根本的なことをそういうところから考えてもいいんじゃないかと思うんですが、具体的に一つ一つこうですということじゃなくて、そういう見方ができませんかということで伺いたいと思います。

それから財政のほうに伺いますが、先ほどから象潟町史についてであります。これは私も何回も言っているわけですが、同じです、今の回答。平成7年の3月の定例会で私が質問したことに対する回答と大体同じです。ただ違うところは、ふるさと納税者に寄贈をして、そして利活用を促しているという話です。ふるさと納税者に寄贈しているというのは初めて聞いた内容ですので、ちょっとびっくりしたんですけれども、もっとやっぱり財政としてもですね、郷土資料館とか供給委員会にだけに任せないで、これは私の計算で、今の計算でいくと180年と平成7年の春に言いましたけれども、もっと長くなるかもしれません。どんどんどんどん寄贈していれば、これいいわけではありませぬので、これはやっぱり3,000万円以上の財産ですからね、市民のお金ですから、それを有効に使うような方法を考えてもいいと思いますので、その点について財政の立場で伺いたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 種々再質問がありましたけれども、やっぱり合併して4年、それぞれの旧町単位の思いというのは当然なかなか消えないだろうなということはあると思いますけれども、やはりこれ一つ一つそれぞれの市民の思いがあるかと思えますけれども、何とかにかほ市の市民として結束してこれからのまちづくりに力を発揮していただきたいなど、そんな思いであります。合併の効果についても、例えば一つ一つもう少し広報で工夫しながら説明を果たしていかなければならないのかなというふうに思います。ただ私は、いろんな行政懇談会等々についてはいろいろ申し上げていることは申し上げております。例えば御承知おきだかもしれませぬけれども、象潟、あるいは象潟地区の水道ガスは上がりました—— 確かに上がりました。その分、料金は安くした分、水道事業が始まった当時の本管が、ほかの地域は2キロしか残っていないのが22キロも残っている現状です—— 本管が—— 石綿管が。ですから、これから恐らくほとんどの設備投資が、これは象潟地区の何と申しますかね、本管施設にもお金を使っていくことになりますから、そうしたことはもっとも市民の皆さんに説明をしていかなければならないのかなということも今改めて実感をしたところでございます。

それから、いろいろ申し上げました見直しについては、当然ながらも一度ゼロベースに考えながら、平成22年度の予算編成についても財政当局がこうしたことを踏まえながら査定を行うことになっておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 先ほど私の答弁の中で竹内議員がちょっと聞き違いしたようでありますので、もう一度申し上げます。

ふるさと納税された方たちに対し、町史を寄贈し活用していただくよう考えていますということで、寄贈しているわけではありませぬので御理解願います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 先ほど市長のほうからさまざまな行政コストについても当然見直しを行って、平成 22 年度の予算編成に反映させていくということでのお話がありましたし、そういう指示として我々事務方はやっていくわけですけれども、なお、これまで合併後さまざまな面で、今、竹内議員がおっしゃったような点について指摘されてきている面もあります。ただし一気にはできないものもあります。あるいは、これまでの経過や慣例のもとにどうしても踏み込めないものもございます。踏み込める、あるいは見直しできるものについては一つ一つ、一気にできないけれどもやってきているところですので、具体的にはうんぬんということでございますので割愛はしませぬけれども、その辺について御理解願いたいと思います。

なお、詳細について疑問な点がありましたら遠慮なく担当部局のほうにその点の解釈等について御質問になって、御理解のほどをよろしくお願ひいたしたいと思います。

それから町史についてでございますけれども、この象潟町史についてもかなりの金額に——換算しますと金額になります。確かに財産には変わらないわけですけれども、それが今おっしゃったとおり簡単にこれを金にかえるというようなものではないかと思ひます。一口に不納欠損みたいな形で処理してしまひましてゼロにすることは簡単でございますけれども、やはりこれまでの長い経過のもとに積み上げられてきました歴史の資産でございますので、その辺の活用については先ほど教育次長のほうからもお話がありましたように、どの方法が一番いいのか、これは議員の皆様方といろいろ考えをすり合わせながら対応していかねばならないと思ひますし、当然、市民の皆様方からもその辺、機会があればお話を聞きたいというふうに考えております。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

●16 番（竹内賢君） 一つはですね、ガス器具の関係ですけれども、およそ熱変関係のあれで 2 桁以上というところ 190 ぐらいあるわけですが、ストーブが。私、9 月 18 日のときにもらった資料によりますと。これは、いわゆる、例えば対応できない器具に対して対応してもらおうとか、あるいは買ってもらおうとか、そういう形で。さっき私、質問の中で言ひました。ある人には無償でやって、ある人には、それこそ買ってもらおうという形になって、その説明の仕方がまちまちであつてと、私は今もってやっぱり不満を持っていますという人もいますわけですよ。私は、それはガスのほうに言ひてくださいと、説明をしてくださいって前にも言ひたことあるんですけども、きちんと対応していただけますかということ、そういう不満を持った人に、それが 1 点であります。

もう 1 点は、町史です。これは例えば昨年 1 年間は 7 冊売ってですよ、いくら理由があつたとしても 393 冊の寄贈なんですよね。本当はやっぱり寄贈も目的にあつたと思ひますけれども、それでもやっぱり売って、町民ですけれども、町民が自分たちの歴史についてきちんと触れて勉強する機会とか、そういうふうにして誇りを持っていこうと、こういうことでやっぱりなくしてはならない歴史だということやってきた内容ですから、寄贈もそれはいいかもしれないけれども、やっぱり買ってもらおうと。そういうことをやっぱり今までのようなやり方でなくて、考えていただけませんか。

それから、ふるさとまちづくり交付金事業です。まちづくり交付金事業、この中で今計算してみ

ますと、前の工程表と計算しますと1億1,700万円の増額になっているんですね。いわゆる地域交流センター整備事業がなくなったんですけれども——なくなったというか先送りになったんですけれども、そのほかに例えば金浦・中飛線の整備事業が8,340万円のプラス、それから川尻・竹嶋潟1号線整備事業が1,470万円、それから塩焚浜地区排水改良事業が1,890万円、そういうふうにしてプラスになっています。その理由についてひとつ伺いたいと思いますし、市長に対しては合併特例法の関係で法的な問題は今のところは、自治法から言っていますけれども、ないという——— 手続の必要はないという言い方をされますけれども、合併特例法ではやっぱり県と事前協議と、そして議会の議決と、そういうふうになっているようですので、必要とあればということで県と話し合いをまずされるんですか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 正式な形での協議はしておりませんが、担当の部局といろいろ情報交換なりをしております。その段階では、文化施設の計画を最初からなくするというのではなくて、3年という期間を延ばすということだから、その協議についてはいらぬのではないかなという県の御意見もございます。ですから、これも先ほど申し上げましたように全国的な形の情報、これをしながら、あるいは国の意見などを聞きながら県と調整することとしております。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、企業管理者。

●企業管理者（佐々木勝利君） それではお答えいたします。

熱変当時の器具の交換等につきましては、部品交換が基本でありまして、古い機種でありまして部品がなくなったものは交換したもので、そういう説明はしたつもりでございます。

それから短期間でありますので、どうしても在庫を用意しなければならないということで、特にストーブは移動性のあるものでございまして、器具の持っている部分は事前調査で1軒1軒みんな調査しているんですけれども、特にストーブの場合、移動性が高いものですから、押し入れとか小屋とか車庫の2階から出てきたとかいろいろ出てくるものですから、そのとき交換するということが少し在庫が多くなっておりまして、これをいかに早く処分するかということで今頑張っておるところでございます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 暫時休憩。

午後2時45分 休憩

午後2時45分 再開

●議長（竹内睦夫君） 再開します。

企業管理者。

●企業管理者（佐々木勝利君） 私どものほうで不満を持っている方を把握できませんので、来ていただければ、いつでも御説明をいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

●教育次長（佐々木義明君） 町史について寄贈するという事はあまり好ましくないような感じでお話しされたかと思っておりますけれども、竹内議員も認識しておられるように町史というのはあくまでもその地域限定で、あるいは好事家が貴重なものとしてとらえているものかと思えます。それで町史を発行し、かなりの年月を経ても販売されたものは発行部数の13%ぐらいです。今現在残っているのは70%ぐらい残っているわけですが、それでこの処分はその財産の活用ということでお答えしたとおり、我々も、さっき前段で申し上げましたとおり、ばかすか売れるものではないと。それを売るためにはどのようなことをすればいいかというものを議員の皆様からも提案いただきたいということでお話しさせていただきました。竹内議員からも何とぞよろしくお願い致します。

●議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） 町史の問題について私何回も言ったのは、私は町の議会のときに反対したんですよ、冊数に対して。3,000部の冊数は多いと。これは売れませんよ、はけませんよと。したがって半分ぐらいに、能代の例を取りながら言った記憶が——記憶というかそういう経過があるので、ところが一たんそういうふうにして出してしまった以上はだれも責任取らないんですよ。そういう経過があったので何回も質問させていただきました。終わります。

●議長（竹内睦夫君） これで16番竹内賢議員の一般質問を終わります。

所用のため3時まで休憩します。

午後2時47分 休 憩

午後3時02分 再 開

●議長（竹内睦夫君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番榊原均議員の一般質問を許します。15番榊原均議員。

【15番（榊原均君）登壇】

●15番（榊原均君） 答弁する側も質問する議員の皆さんもですね、大変お疲れになっているかなと思いますけれども、1人でございますので、ひとつよろしくお願いをしたいなと思います。

創明会会派所属でございまして、二番手でございます。よろしくお祈りします。

3点ほど通告しておりますので、通告順に従って質問いたします。

最初にですね、住民、市民検診と健康についてということでございますけれども、御承知のとおり、今、日本におきましては女性、男性とも大変長寿の国になりました。女性におかれましては、もう85歳を超えているという状況、男性の場合は80歳に届かんとしている、世界でも最も長寿の国になりましたけれども、これは大変喜ばしいことなんですけれども、現実問題としてはいろいろそこに問題が出てきているのかなと。それは医療費の増大、それから介護等の問題でいろいろ家庭における問題が複雑にこうからみ合って今表面化しているのが今日じゃないかなと、そう思っているところでございます。できれば人ひとしくですね、順番に元気で長生きをして一生を終えるとい

うのが理想ではございますけれども、なかなか現実はそのはいかないのが現状でございます。

ここでいろいろ市としてもですね、住民の健康ということをもっと大事にしておると私は考えておりまして、その一つの検診をですね、一生懸命、該当者に対して戸別訪問したり、またいろんなお知らせ等でPRをしているわけですが、なかなかその検診の率が上がってないのが現状じゃないかなと、そういうふうに感じているところでございまして、担当者としても大変頭の痛いところかなと、そう感じているところでございますけれども、一体この検診の今実態がどうなっているのか、またいろいろ受診される市民からもいろいろ声が届いていると思いますけれども、その問題点、どのように認識されておられるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。また、特にがん検診については少し詳しくお答えいただければありがたいなと、そう思っております。

それからですね、今後こういう問題がいろいろ取り沙汰されてきますと、当然、医療費の増大につながっていくのかなと、そういう感じがします。国としてもですね、今 35 兆円を超えて毎年 1 兆円ぐらい伸びているんでしょうか、大変な数字でございます。これらを考えますと、やはりなるべく医者にかからない市民が 1 人でも多くいればそれに越したことはないんですけども、現実にはなかなかそうはいかないということで、国保あるいは後期高齢者保険等のですね、保険料が今の状況で維持できる状況にあるのかなのか、その辺のところもあわせてお伺いをしたいと思います。

次にですね、共同受注システム構築事業についてでございます。

これは市長の今回の選挙においても大きな一つの公約でございました。先ほども市長からお話ありましたように 6 分野 29 項目ということでございますけれども、この 6 分野の大きな柱の中にあるわけですが、ほかの 5 項目から見て、この事業が私は大変これからのにかほ市にとっても大きな事業になっていくのかなと。それは、ほかの 5 項目はほとんど持ち出しです。この共同受注システムが成功することによって雇用の拡大なり、それから各事業の仕事量がふえることによって税収という部分でまたはねかえってくるのかなと、そう思っているところでございます。ここは TDK 発祥の地として、長い間、電子部品を中心に技術革新が行われてきました。それに伴って金属加工なり機械部品の加工技術なりが大変盛んに行われてきましたけれども、昨年のリーマンショックの大きな世界的不況によりまして大変大きな打撃を受けてきております。これもやはり城下町の一つの宿命なのかなと、そう感じざるを得ませんけれども、それでもいろいろ今県や国の助成を受けてですね、経営者並びに従業員の方々が一生懸命歯を食いしばって経営維持のため、また会社の維持のために頑張っているのが現状じゃないかなと、そう思っているところでございます。我々議会として初めてこのお話を聞いたのが 9 月定例会のときでございました。そのとき以来、若干いろいろ変更等がございまして現在に至っていると思うんですけども、その辺の今日までの事業計画等につきましてですね、推移について御説明をいただきたいと思っております。また、市長としてこの事業の最大のねらいは何にあるのか、その辺のことについてもぜひお伺いをしたいなと、そう思います。

3 点目でございます。これは渡辺新教育長、このたび就任されまして本当におめでとうございましてと言っているのかわかりませんが、今後の御活躍を大いに期待をしたいなと、そう思っております。

それで最初にですね、なかなか聞けることないのでまず最初に教育長としての抱負をですね、多分お持ちだろうと思いますので、その辺の、簡単に結構でございますので具体的な政策もありましたらあわせてお伺いをしたいと思います。

それから先ほどもちょっと質問の中で教育長がお答えになっておられますけれども、新型インフルエンザのですね、流行ということで学校教育に大きな影響が出ているのかなという心配をしておられる質問でございますけれども、今一時落ち着いているような状況でございますけれども、これから冬が本格的に来まして流行の懸念も心配されている中で、先ほど学級閉鎖、それから学年、学校閉鎖等の報告がございましたけれども、現場ではいろいろ先生方が授業時間の確保ということで苦労されている部分があるのかなと、そう思いますけれども、この辺の実態とですね、もしそういうことがあるとすれば、今後どのような形で子供に負担をかけないで年間の授業料の確保を考えておられるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

それから来年度、年が明けますといよいよ3年生の皆さんは受験でございます。大学ではいろいろちょっとニュースなんかでも報道されておりますけれども、高校受験時に大変流行があつてですね、受験生が満足に受験できないという可能性もゼロではないだろうと。そのためには、やっぱり今からその対策はきちんと練っておかなければいけないのかなと、そう思いますけれども、その辺の高校受験に対する配慮が県のほうから何らかの形で来ているのか。もしないとすれば、にかほ市の教育委員会としてその辺の対応策をどのようにお考えになっておられるのかお伺いをしたいと思います。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは榊原議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、市民検診と健康についてでございます。

検診全体の現状と問題点でございますが、御承知のように平成20年度から特定健診が保険者に義務づけられました。これまで市町村が行ってきた健診は、特にメタボリックシンドローム、特定生活習慣病に関係する部分の健診といたしまして40歳以上75歳未満の方を対象に各保険者が行い、健診の結果をもとに特定保健指導までを一貫して行うこととなっております。また、市町村は65歳以上の方を対象として要介護状態をもたらす原因を早期に発見して、そして将来の介護予防につなげる介護予防健診も一緒に行うこととなっております。このため、にかほ市では国保の特定健診として65歳未満の方は個別健診により各医療機関で健診を受け、65歳以上の方は集団健診を受ける体制を取っております。あわせて、市民課、健康推進課、地域包括支援センターが連携協力して介護予防健診も集団健診と同時に行っているところでございます。1人でも多くの方から健診を受けていただくように努力をしているところではございますが、65歳以上75歳未満の方は同じ市民でもこれまでと違ひまして国保でない場合は被用者保険で指定をされた日に、または医療機関で別に特定健診を受けることになりました。そのようなことで面倒なこともあることから、健診の受診者が減少の傾向にございます。また、高齢化の進展に伴いまして年々高齢受診者も少なくなつて——受診する方が少なくなっているというのも一つの原因となっております。特定健診以外

のがん検診などについては、これまでどおり市が行っておりますが、同じように受診者の減少傾向にございますので、引き続き受診率を高めることができるように取り組んでまいりたいと思っております。

なお、受診率の現状などについては担当の部長がお答えをいたします。

次に、共同受注のシステム構築についてでございます。

私は機会あるごとに、商工業に限らず農業を含めた経営力の向上や地域産業の振興を図るためには、できる人はそれで結構なんですけれども、個々の力には限度がありますので共同で取り組む必要性をこれまでいろいろな場面でお話をさせていただきました。農業部門では、平成 18 年度から集落営農組織の取り組みを支援し、現在、市内で 28 の組織が活動しております。工業部門では、これまで共同の取り組みについて内部で検討してきた経緯がございましたが、経費、あるいは組織構築のあり方等を考慮した場合、なかなかその一歩を踏み出せなかったのが現状でございます。

こうした中、昨年後半からの世界的同時不況により当地区も例外なく製造業を中心に多大の影響を受けました。そして各企業には経営に大きな影響を与えまして、その結果として多くの離職者が出たわけでありまして。なかなかこの状況はまだ回復の兆しは見えてないというのが現状でございます。

このような状況下で、国では多くの離職者の早期雇用を促進するため各種の施策を講じているところであります。そのうち国の交付金に基づきまして県が基金を造成しましたけれども、この基金を活用し、雇用失業調整の厳しい自治体においては独自の雇用再生事業を行うことが可能となりました。これを受けて、市では企業活性化アドバイザーの提言などを踏まえながら秋田県ふるさと雇用再生臨時対策基金事業を活用し、市内中小企業が連携しながら営業力の強化と受注機会を拡大して参加企業の経営基盤の強化を図りながら、将来的には雇用の拡大につなげることを目的としたわけでありまして。そこで 9 月定例議会に関係する予算の議決をいただきました。

当初、市では委託先として市内の共同組合組織を持つ団体、これを考えておりましたが、いろいろ組合の事情もございまして受け入れが困難となりましたので、その後、にかほ市商工会に業務委託をお願いしたところであります。この業務の委託先については、他の補助事業と同じく公募によることが原則になっておりますけれども、業務の内容が雇用を中心とした特異なものであることから、事前に業務内容を説明し、受託できるかどうかの協議を行いながら契約締結に向けて調整を図ってきたところでございます。今回受託をいただいた、にかほ市商工会については、市内事業所における共同受注についてこれまで種々検討を行ってきた経緯がございます。平成 21 年度にかほ市商工会地域貢献計画のもうかる企業、事業所の育成の項目にも共同受注関係が盛り込まれております。また、スタッフを新たに雇用しながら組織とシステムを構築するためのノウハウも持ち合わせておりますので、種々調整を図った中で最適な機関に受けていただいたと思っております。

にかほ市商工会との業務委託契約については、さきに質問された議員にもお答えしておりますが、本年 9 月の 25 日に契約を締結いたしました。これ以降、商工会の共同受注事業部としてむつみ工業さんの一角を事務所としてお借りしながら事業が進められているところでございます。スタ

スタッフの雇用はハローワークへの求人手続、合同就職説明会、面接を経て行われ、11月からは今年度予定の12名全員がそろい活動を開始しているところでもあります。11月の11日には市内企業の事業主を対象に共同受注事業説明会を実施し、13日には開所式を開催しながら対外的にも出発をしたところでございます。現在、受注会員への加入推進活動を展開中でございますが、訪問先の企業からは事業の成功に向けて協力したいという申し出も多いと報告を受けております。今後、共同受注システムのルールづくりや共同受注事業部の会社設立等々に向け、市や商工会、企業活性化アドバイザー等による運営に関する支援体制を整備し、スタッフの営業技術の習得、営業先企業の調査、そして開拓を実践する中で実績を積み上げてまいりたいと思っております。

今回構築しようとする共同受注システムは、営業部門、検査品質保証部門、経営庶務部門からなる商社的な機能を目指しているものでございます。そして営業力の強化による受託量の拡大と経営基盤の強化とともに、県外他地域からの情報収集と活発な交流活動を展開しながら、新製品の取り組みや新技術の導入などの機運も高まっていくのではないかなど、そのように考えているところでございますので、12名のスタッフの皆さんには一生懸命頑張ってくださいと、このことをお願いをしているところでございます。

他の質問については担当の部課長等がお答えをいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） がん検診につきましてお答え申し上げます。

にかほ市では、肺がん、それから大腸がん、胃がん、乳がん、それから子宮がん、前立腺がんの検診を行っております。また、ほかに骨粗鬆症検診や人間ドックに対する補助も行っておるところでございます。

平成21年度のがん検診の受診率でございますが、まだ年度途中のため確定ではございませんが、肺がん検診は47.8%で6%の減、それから大腸がん検診は46.8%で2.2%の減、胃がん検診につきましては33.7%で1.3%の減、それから乳がん検診につきましては2.5%増、それから子宮がん検診につきましては1.5%増というような現在の状況でございます。

秋田県内のがん検診の平均受診率でございますが、これは平成19年度の実績でございますが、肺がん検診が31.7%、大腸がん検診が29.7%、胃がん検診が18.8%、乳がん検診が22.1%、子宮がん検診が25.4%であり、すべてのがん検診でにかほ市の受診率が高くなっておる現状でございます。

受診者の傾向といたしましては、40代、50代の受診者がふえないことなど、それから毎年、受診者が同じ方で新規の受診者がなかなかふえない傾向にございます。

問題点としては、受診者の伸び悩みとあわせまして、がん検診の種類によって待ち合いや検診に時間がかかるなどがございます。また、毎年1月に市が行う検診申し込み調べにおいて、「市で受ける」と記載した以外の方で「職場や個人的に受ける」と書いた方が実際に検診を受けられているかどうかということも挙げられると思います。

平成20年度のにかほ市の死亡の状況でございますが、356人の方が惜しくも亡くなられてございますが、このうち悪性新生物、がんで亡くなられた方が89人、25%を占めてございます。その

うち、1 位が肺がん、2 位が胃がん、3 位が直腸がんとなっております現状でございます。これらのがんは、検診で早期発見が可能と思われるものでございまして、検診を受けられた場合におきましては、がんの早期発見と予防ができたものと考えております。このため、さまざまな検診の機会をとらえまして、がんの早期発見の必要性と、万が一、がんと疑われる場合におきましては早期に精密検査を受けられるよう市民に指導しておるところでございます。

がんの原因でございますが、肺がんにつきましては第 1 にたばこが挙げられてございます。それから胃がん検診の第 1 の原因は、塩分の取り過ぎが挙げられてございます。それから大腸がんの原因でございますが、動物性脂肪の摂取がふえとなりやすいというふうに言われております。それから乳がんにつきましては、原因の第 1 は脂肪の取り過ぎというふうに挙げられてございます。

今後とも検診につきましては申し込み調べなどの機会やホームページ、広報、チラシなどで市民に PR するとともに、個々に案内通知を行うなど各集落や団体などの健康教育なども活用いたしまして、未受診者に対する勧奨を行いまして、新規受診者の拡大に努めてまいりたいと考えてございます。

医療費につきましては市民部のほうからお答えいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

●市民部長（齋藤隆一君） 国保と後期高齢者医療保険の保険料についての御質問にお答えをいたします。

国保につきましては、医療費は平成 20 年度と比較しますと若干伸びているという状況にございますけれども、歳入についても前期高齢者交付金などの増額が見込まれますことから、平成 21 年度決算においては平成 20 年度と同程度の繰越金を見込めるものと思っております。したがって、このままの状況で推移するとしますと、平成 22 年度の保険税については現行の税率で運用できる見込みでございます。ただし報道によりますと、厚生労働省は平成 22 年度から保険税の上限額を 59 万円から 63 万円に引き上げまして、高所得層の負担をふやして、その分、中所得層の負担を軽減する政令改正を実施する方針とのことでございます。市町村に対しましては正式な通知とか事前情報などは一切来てないわけでございますけれども、報道のとおりだとしますと、課税限度額世帯の負担は 4 万円ほど上がることとなります。

平成 23 年度以降の保険税につきましては、医療費の伸びが不透明であることと新政権による国保事業に対する国の支援策が明確になっていないということなどから、現時点では予測できる状況にはございません。

後期高齢者医療保険につきましては、医療費は平成 20 年度に比較して大きく伸びている状況にあります。国保中央会の発表によれば、平成 21 年 7 月診療分の後期高齢者医療費が前年同月比 6.3%増の 1 兆 205 億円と初めて月額 1 兆円を超えたということでございまして、この傾向は今後も右肩上がり続くものと予測されております。

保険料につきましては平成 22 年度が見直しの年に当たりまして、広域連合では平成 22 年度と平成 23 年度の保険料率の試算作業を行っておりますけれども、保険料の増額は避けられない状況のようでございます。

このような中にありまして、厚生労働省から各広域連合に対しまして、一つには財政安定化基金の取り崩し、二つ目には余剰金の全額活用などによって急激な保険料の増加を極力抑えるようにとの通知が出されたところでございます。今後の国の動向にもよりますけれども、秋田県広域連合では保険料の増額は避けられないものの、その増額規模については基金や余剰金の状況などを見ながら判断していくことになるというぐあいにしております。

後期高齢者医療制度を廃止して新しい制度を検討する高齢者医療制度改革会議の議論が始まったと報道されております。ふえ続ける医療費をだれがどのように負担するのか、議論の行方を注意深く見ていく必要があるものと思っております。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

●教育長（渡辺徹君） ここで初めて答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、榊原議員の質問の最初は、新教育長としての抱負と具体的政策ということでございました。

私どもにかほ市は豊かな自然や伝統的文化があり、また、TDKなど科学の最先端技術を持つ企業が地域経済を支えている市でございます。一方、今年度の全国学力・学習状況調査の子供たちへのアンケート項目の結果を見ると、学習活動が充実するための基盤となる生活習慣や学習習慣が整っているという、そういう結果が出ております。このことは子供たちの心をもっともっと豊かに育て、より高い学力、特に理数系の充実を図るための条件が整っていると私は考えます。このような地域性を考えたとき、私は将来のにかほ市を担う子供たちの教育をまず第一に考えなければならないのではないかと考えております。学校教育のさらなる充実を図る、このことであります。そのため次の二つのことについて特に力を入れてまいりたいと思っております。

一つ目であります。子供たちに豊かな感性を育てたい。そのためには、にかほ市の恵まれた自然を生かし、自然体験活動などを通して自然から学び、環境を大切にすることをはぐくみたい。さらに地域の文化や地域の人々との触れ合いを大切に、また、集団での活動を重視して人とのつながりや地域の文化を大切にすることを育てたい。このためにも学校と社会教育との連携が必要になってくるのだろうと思っております。

二つ目であります。学力のさらなる向上を図るということでございます。そのためにも粘り強く取り組む力——がまんする力とでも言いますか、そういう力を育てたい。実は、これは今の子供たちに弱い部分でもございます。したがって、学校教育の中で特にやはり授業です、授業で子供たちを鍛える場面を意図してつくって、困難を乗り越えて取り組む力を育てたいということであります。また、一つの問題に根気強く取り組んだり、研究に粘り強く取り組んだりするため、フェライト科学館等の市内の施設を活用して理数系の学習の充実を図りたい。このためには、指導主事等、学校訪問を通して学校支援をしていきたい、そう思います。

学校教育のねらうところは、将来、社会で自立して生きていける子供の育成であります。その実現のため、にかほ市の子供たちにはさまざまな体験により豊かな感性を磨き、心を育てること。そして困難を乗り越えて体を鍛え、学力を身につけさせること。このことが将来のにかほ市の発展につながるものと考えます。これを学校教育の両輪として学校現場や地域に周知し、教職員、地域が

一体となつてにかほ市の教育をつくっていききたい、そういうふうに考えております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、インフルエンザと授業確保についてでございます。

市内小中学校の新型インフルエンザの感染状況については、11月18日のにかほ市市議会全員協議会で報告いたしました。その時点よりは若干感染者の数、学級閉鎖等の回数が増加しております。その概要は先ほど佐々木正勝議員にもお話しいたしました。次のようになってございます。

12月4日時点において、感染者数は小学校児童1,491名中523名、中学校生徒837名中245名となっております。学級閉鎖の回数は延べ25回、学年閉鎖15回、休校3回となっております。

ところで、これら学級閉鎖等の措置を講じたために授業時数が減少するわけですが、このことについて若干御説明いたします。

学年ごとの授業時数は学習指導要領で標準授業時数として定められております。最低でもこの時間は下回らないようにとの授業時数の基準であります。これは1週間でやる授業時数に35週を掛けたもの——年間35週やりなさいということです。例えば小学校3年生の場合、授業時数週27時間です。それに35を掛けますと945時間になります。しかし、ある学校の3年生の実際の1年間の総授業時数は1,026時間となっております。35週ではなく38週程度の授業日を計画しているからです。授業時数に関しては小・中どの学年でも大体3週間ほど余裕がある計画を設定しています。ですから多少の学級閉鎖等の時数の減少があつても対応できるようにはなつております。しかしながら、学校ではやはり不安がありますので、今回の新型インフルエンザにおいて学級閉鎖等で休みが多かつた学校・学級では、次のような回復措置を講じている学校もございまして。

一つは、冬季休業日——冬休みを減じて授業日とする。これが2校ございまして。それから二つ目は、週当たりの授業時数を1時間ないし2時間ふやして授業を実施すると。これも2校ございまして。それから三つ目は、週当たりの授業時数をふやし、さらに冬季休業日を減らして授業日とする。これが1校ございまして——というふうな現在状況になってございまして。

今後の状況によっては回復措置を講じる学校がふえることも予想されます。それは各校の実態がありますので、その実態に応じて校長が判断するところでございまして。

次に、高校受験を控えている生徒への配慮を高校側でどう考えているのかということございまして。

平成22年高校入試の当初の予定は、前期選抜——これは推薦でございます。2月の2日、合格発表が2月の9日でございます。一般選抜——一般受験が3月の5日、追検査試験——これは追試ですが、3月9日、合格発表が3月12日。後期選抜が3月23日、合格発表が3月25日となっております。しかし、新型インフルエンザ感染の拡大を受けまして受験機会の確保のための対応として、一般選抜の追試の期日が3月9日であつたものが3月の10日に、合格発表が3月12日から3月13日に変更となりました。

また、受験生の対応として次のような対応を行うことになっております。

一つは、各校において学級閉鎖・休校等の措置が取られていても、受験者が感染していない、また罹患した受験者が既に解熱し体調が回復している場合は受験できるようにすると。これが一つで

あります。二つ目は、解熱し体調が回復した受験者のうち、罹患後 7 日間経過していない受験者は、中学校長からの申請に基づき高校学校が準備する新型インフルエンザ対応の別室で受験するというでございます。三つ目は、受験者が濃厚接触者—— いろんな人といっぱい接触すると、そういう人であっても本人が発症していない場合は、一般の受験者と同一の扱いとすると。また、その別室受験についてはマスクの着用の励行、机の間隔の配慮、アルコール消毒を行うほか、一般の受験生と接触を避けるような配慮を行うと、こういうふうになってございます。

このように高等学校入学者選抜については対応がなされているわけなのですが、受験生が安心して最もよい条件で受験に臨めるよう、必要に応じて各中学校からの要望を高校教育課のほうに伝えてまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 15 番榊原均議員。

●15 番（榊原均君） 時間もちょっと私の予定よりちょっとかかっておりましてですね、順不同でいきたいと思います。

まず最初に、共同受注システム構築事業についてでございます。

私、この事業を聞いたときにですね、なかなか市長も申されておりますように、共同でものをやるというのは大変難しい面があることは十分私も理解しておりますし、なかなか難しい部分があると思うんですけども、なぜ今回私が必要以上に成功させないといけないなと思っているのはですね、この事業を通じて私にはかほ市を何とか売れるんじゃないかなという思いがあるんです。というのは、にかほ市の場合はいわゆる観光だとかいろんな面ではやってきておりますけれども、この技術、ものづくりを通じてにかほ市を売る、そのためにはどうしても市長のトップセールスの力が私は必要じゃないかなと、そう感じておるわけです。その中でこの前の施政方針演説の中でも—— 方針の報告の中にもありましたように、私はもう少しですね、突っ込んだ市長の意気込みを文章として出してくれるのかなと実は期待していたところでもございましたけれども、これ、ただ積極的に支援することなんですけれども、その辺のところを市長どうでしょうか、これは商工会もそうでしょうかけれども、観光協会等も全面的にバックアップして—— というのは、セールスにまず行くじゃないですか。そうすると最初から仕事の話はないと思います、これなかなか。そのときにいろんなにかほ市のいろんな情報をやっぱり企業側に伝えるということで、仕事以外のことがまた違う形で出てくる可能性も私はあるのかなと。ですから、これはやっぱり一企業の人が—— 私なら私がですね、名刺を持って「こんにちは」って行くのと全然違うと思うんですよ、市長がみずから出向いていくということに関しては。それなりに私にはかほ市の評価なり見方がね、私は変わってくるだろうと。現実、今の状態でいきますと、にかほ市はどこにあるんだというところから始めなければならぬ部分があるのかなと思うんですけども、その辺のところぜひですね、私は市長に考えていただきたいなと。というのは、今最も有名なのは宮崎県知事がですね、あのようにもう先頭になって—— 知名度もありましたからそうなんだろうけれども、大変高い評価を受けております。県のトップセールスマンじゃないんですけども、そういう形で評価されております。それから昔でいきますと、大分県の平松知事が一村一品運動ということで大変あの時全国的に評判になりました。そういうことで市長も時々御発言しておりますけれども、やはり

にかほ市のトップセールスマンだということだとすればですね、ぜひこの事業を成功させるためにはやっぱり市も委託事業でもありながらやっぱりその辺のところは十分考慮して、もう任せたらあと民間だからちょっと一歩下がるよということじゃなくてですね、ぜひこのにかほ市を売るという観点からもですね、全面に出てひとつセールスをしていただければありがたいなど。もちろん私でそういうことできれば、それは私も協力したいですよ。だけれども、先ほど言ったように市長の肩書きというのは大変私は重いし、受け取る側も全然違うだろうということから私は今申し上げておるので、その辺のところをまず1点伺いをしたいなど、そう思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 先ほどのお答えの中でも支援できることは支援していくというお話をさせていただきました。当然、ケース・バイ・ケースによって私が行くことによってその効果が期待できるという場合もあるかもしれません。それは私一緒に行動します。行動しますけれども、現実的な問題として、今、事業部が、スタッフの皆さんがいろいろなところに活動する段階の中で、それに私が一緒に行動するということは現実的な問題として無理があります。ですから、そういう活動の中で、いや、これは市長から、トップから行ってもらったほうがいいと、これは何かあるかもしれないなどというふうな話があれば、私はいつでも事業部の皆さんと一緒に、あるいは産業部の部長クラスも含めてですね、トップセールス、そうしたこともやってみたいと思っております。

●議長（竹内睦夫君） 15 番榊原均議員。

●15 番（榊原均君） ぜひそのような形の要請があればですね、積極的にひとつ市長の力を発揮していただきたいなど、そう思います。

それからもう一つですけれども、いずれ平成 24 年度に商工会の事業部として組織の一部として立ち上がっていくわけですけれども、いずれこれがどういう形で導入するかわかりませんが、例えば法人組織として立ち上がった場合、当然、商工会からこれは私は離れると思うんですよ、将来的には。そうしたときに当然法人で株式になりますと当然民間のそういう資本が入ってくると思うんですけれども、ぜひですね、この資本に私はにかほ市も投資をしていただきたいなど。これ、額は別です。額は別です。そうすることによって、私はやはり信頼度を増してくるだろうし、観光立町ということで民間企業にもやっぱり市も資本参加している状態もありますので、これをぜひひとつ前向きで検討していただきたいと思うんですけれども、その辺のところをもし今お答えできればお答えをしていただきたいと思います。

それから、これは部長がお答えになるのかちょっとわかりませんが、実はですね、3 年後独立する形になると思います、これは。そうしますと、いろいろ国の助成金を使っているわけで、いろいろ雇用の部分も今ある程度 12 人の方が今新規に採用されて 3 年後の設立に向けて鋭意努力されていると思います。この後も若干の補充があると思うんですけれども、将来ですね、独立した場合にこの企業はですね、採算ベースに乗って企業として運営できるということになりますと、当然これは仲介業者みたいな形になると思うんですね。当然、ほかからセールスしてきて仕事をいただいできて単価を決めて、それで地元へ帰ってきて地元の会員の方々に図面等があるでしょうけれども、それに従ってつくっていただいて値段も当然決めて、そこからいくらかの手数料を取ってこ

の会社が運営されていくということ —— これもし間違っていたら指摘してください —— だろうと思います。そうしますと、当然いくらかの —— 最低このくらいの稼ぎがないとこの会社の運営ができないということになると思うんですけれども、その辺のところの数字を把握しているかどうか。もしおわかりだったらお伺いしたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） このふるさと雇用の関係については、ことし、来年、再来年と3ヵ年、国からの県の基金活用をできるわけですけれども、やはりこの期間で頑張っ、これは事業部ばかりじゃなくて我々行政も一緒になって頑張っ、それなりの実績を上げなければ、なかなか企業も出資をしてくれないと思います。私の描いているところは、やはりこの3年間で実績を上げて、そして各企業から出資してその新しい組織として運営をしていく。形とすれば、営業をやっ、仕事をもらっ、それを今度は参加企業に対して仕事を配分して、そのできたものをいただいて検査をやっ、そして納品をしていくという形になるわけですけれども、いずれにしましても事業部の皆さんから頑張っ、それなりの実績を上げることが今一番の大きな目標だと思っています。そうでなければ、これから20社、30社、あるいはどのくらいの数になるか今のところ私報告を受けておりませんが、報告を受けている段階では二十数社という形でありましたけれども、そうした方々から出資金をいただいて、やっぱり新しい組織を立ち上げていくべきだろうと思っ、しております。

それから市の出資については、これから検討をさせていただきますが、法的な形も含めてですね、どのくらいのものができるのか、あるいはどのくらいの企業が参加するのか、そうした形を見きわめながら市議会のほうに御相談をして方向づけを示してまいりたいと思っ、しております。

●議長（竹内睦夫君） 15番榊原均議員。

●15番（榊原均君） もう1点、この共同システム関係なんですけれども、これは当然今、市のほうとして担当部としてもですね、事業部と一緒に、これ参加する企業、これ恐らく相当数、3桁を超える —— 3桁になると思うんですよ、今このにかほ市で企業を営んでいる会社が、一人二人の会社から数百人の規模まで。やはりこの受注共同システムにやっぱり魅力を感じないと、なかなか企業というのは来ないのが現実だと思います。そういう形の中で、今市長の答弁であると20社台ぐらいだということになると、私は随分少ないなと、もう少し魅力を感じて、みずから企業がそこに参画をしてつくり上げてもらいたいなという思いがあるわけですよ。できたところに来てうまくいったから俺行きますじゃなくて、そういうところを十分私は今のこのにかほ市に張りついている企業の皆さんに理解していただくやっぱり活動をきちんとしていかなければいけないんじゃないかなと。それが1回に来ないにしても常に門戸を広げておいて、いずれも来ていいですよという形の企業はあると思うんですけれども、そういうスタイルを取っていかなければいけないと思うんですけれども、その辺の活動についてはどのようにお考えになっているのか、もし担当部になるか市長になるか、もしお答えできる方、お願いしたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

●産業部長（伊藤賢二君） 受注事業部でありますけれども、これにつきましては現在さまざまな

問題を抱えておりました、随意検討しております。この中で参加企業につきましては現在二十数社ほど手を上げているという状況でありますけれども、この参加につきましては常に私どもは受け入れ体制は整っておりますし、説明会もやっております。

それから事業会につきましては、商工会の関係もありますのですべてを商工会に任せるのではなくて、事業部のほうでは商工課のほうにいろんな報告、あるいは相談等、私どもにできることについては積極的に支援しておりますし、今後も深くかかわり合いながらこの受注事業部をもっともっと拡大できるように頑張っていきたいというふうなことを考えておりますので、ぜひ私どもは今後でもですね、まだ参加されてない方、企業、それからあまりまだ認識のない企業につきましては積極的にアプローチしていきたいというふうに考えております。

●議長（竹内睦夫君） 15 番榊原均議員。

●15 番（榊原均君） ぜひ、これは私も人ごとではありませんので、私もできるだけのことは自分でできることがあれば協力は惜しまないなということで、ぜひひとつ成功していかなければいけない事業だと思いますので、ひとつよろしく願いはしてはだめなのかな —— お願いしたいと思います。

それからもう時間も押し迫っておりますので、ひとつ最初の検診の方に戻りますけれども、がん検診なんですけれども、実は、これは秋田県でもですね、非常に検診率が悪いということで、県のほうとしても相当力を入れていくというふうなことの記事が載っておりましたけれども、なぜこうだかといいますと、何と言ってもがん死亡率がですね、全国ワーストワンなんです。それも1年2年じゃなくて10年以上その地位を保っているという。片方では学力ナンバーワンと言いながら、片方では、がん死亡率ナンバーワンということで、知事としても非常にこの辺のところは心配しておりますので、今回新たにですね、このがん検診のPRということで各金融機関を通じて利用しているお客さんに対して金融機関のほうからがん検診を呼びかけているということなんですけれども、このがんというのはね、この前ちょっとテレビで見ましたけれども、今大体、日本で33万人、がんで死んでおります。世界的には800万人だそうです。これまでのがんにかかわる研究費がトータルで数十兆円だそうですけれども、まだ、がんが解明されていないのが現状だそうです。いつ、だれが、そのがんの病気になるか全くわからないと。調べれば調べるほど非常にたちの悪い病気だと。細胞の病気なものですから、なかなかそのがんを殺す薬が出てても正常な細胞まで殺して —— 要するに副作用として出てくるということで、これはこれから相当ふえていくだろうという警告をするお医者さんも —— 医学博士とかそういう教授もいますけれども、先ほどたばこが一番だとか何とかと言っていますけれども、がんにならない何とかとやったらね、生活できなくなるだけ大変厳しいようなあれなんですけれども、そこでですね、ぜひ私はこのがん検診につきましてですね、これ、がんというのはね、40、50になってから私は気をつけてもだめなんじゃないかなと。40年、50年やってきた生活を今急に変えても、やはりこれは若い、小さい子供からこのことについての教育をきちんとしなければいけないと、警鐘を鳴らしている先生がいるんです。ぜひですね、これをですね、前向きにとらえて検討していただけないかなと。学校の中のね、教育の中に、食育も当然ありますけれども、父兄も一緒に。本当に少子化になって子供が

ひとつ大きな財産と言われながらも、やはり太っている子供がいたり、今のいろんなジュースだとか駄菓子類がいろいろ、運動しない子供が多くなって子供にがんが——糖尿病が出ているっていうんですからね、今ね。そういう形の中で何とか子供たちが、今、教育長が言われましたように心豊かでたくましい子供を育てるためには、やっぱり健康でなければだめだということなんですよね。そういうことで、ぜひこの辺のところを、がんというものをとらえた場合にですね、もう40、50になってがん年齢だからじゃなくて、その前からそういうものをやっぱりとらえていて、息の長い戦いにこれはなると思うんですけれども、そういうことをひとつとらえる気持ちがあるのかどうか、これ担当部長になるのか、その辺のところね、ぜひ検討していただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） 榊原議員のおっしゃるとおりなんですけれども、非常に検診を受けていただく、そういう機会を多くもっていただきたいというふうに考えてございますが、なかなかそれが実態に——我々の思っている実態に沿わないという実情にございます。今おっしゃったように教育の段階から、小さい子供さんの時代から教えていただいて検診を受けていただくようなことになれば、もっともって発見率も早くなってくるかと思えます。

ただ、今現在の状況といたしましてPET検査というのが普及してございますが、これは保険が効きません。ですので、わかるのは早いんですけども高額な医療費が取られます。というのは、その液体を飲むことによって光って見えるということで——ブドウ糖なんですけれども、それを飲むことによってがんがすぐわかるという検査がございまして、これは日本でも限られた医療機関でしかやっておりますし、先ほど言いましたように保険が効きませんのでなかなか大変です。やはり通常の検査で早期発見するのが一番だと思いますので、そういうような指導に向けて努力してまいりたいと考えてございます。

【15番（榊原均君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） これで15番榊原均議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後4時02分 散会
